

1. 議事日程第3号

(平成19年第5回大口町議会定例会)

平成19年9月21日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	木野 春徳
11番	齊木 一三	12番	倉知 敏美
13番	酒井 久和	14番	吉田 正輝
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎭	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広
会 計 室 会 計 管 理 者	前田 守文	教 育 部 長	鈴木 宗幸
行 政 課 長	近藤 孝文	税 務 課 長	松浦 文雄
福 祉 課 長	馬場 輝彦	こども課長	鈴木 一夫

保 育 長	稲 垣 朝 子	保 険 年 金 課 長	吉 田 治 則
建 設 課 長	野 田 透	学 校 教 育 課 長	江 口 利 光
学 校 教 育 課 主 幹 兼 派 遣 指 導 主 事	田 中 将 弘		

5 . 職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 の 職 氏 名

議 会 事 務 局 長	近 藤 登	議 会 事 務 局 長 次	佐 藤 幹 広
-------------	-------	------------------	---------

## 開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

定刻少し前ですが、全員おそろいでございますので、始めさせていただきます。

これより会議に入ります。

初めに、9月7日の質疑において答弁漏れがありましたので、総務部長及び税務課長から答弁をさせます。

総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 改めまして、おはようございます。

今、議長さんの御指名がございましたので、答弁漏れではなくて、私の方はちょっと決算書の中に訂正をさせていただきたい箇所が1カ所ございます。決算書の303ページであります。

物品、取得価格が30万円以上の物品の一覧があるわけでございますが、その中にA E D装置が、決算年度中増減高として19、決算年度末現在高として19となっておりますが、これがともに6台の誤りでありましたので、訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（宇野昌康君） 続いて税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 去る9月7日の議案質疑の中で、丹羽議員さんから、都市計画税170万円の消滅の時期等についての質問がございました。そのときは調査するというので、結果がわかりましたので、報告させていただきます。

確かに18年度決算時におきましては、170万円の収入未済額がありましたが、今後の経過の消滅分についての答弁とさせていただきます。

19年度分の消滅分として59件の80万円、平成20年度の消滅分として30件30万円であり、平成20年度末時点での件数としましては20件の60万円が残る結果となります。

結果として、時効の中断等がありますので、現状把握の調査の結果としますと、おおむね平成23年で消滅するものと考えております。よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 一般質問

議長（宇野昌康君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

丹 羽 勉 君

議長（宇野昌康君） それでは、丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 皆さん、おはようございます。

7番議席の丹羽勉でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2点質問させていただきます。初めに、市町村合併と将来の大口町についてであります。

さきの平成の大合併では、3,200あった市町村が4割減の1,820になるという合併が行われました。しかし、国が目標としている1,000には遠く及ばず、人口1万人未満の小規模町村が500団体と相当数残ったままであることから、さらなる改革は予想されるところであります。

今後の分権改革における国の具体的な方向性として、人口1万人未満の町村は、遅かれ隣接する市の行政の傘下に強制的に組み入れられ、基礎自治体の規模拡大を目指すとも言われております。また、この先進められるであろう道州制の導入などをかんがみると、将来の大口町に一抹の不安を覚えるものであります。

第6次大口町総合計画によりますと、2015年の将来人口は2万3,000人を想定しております。町長は、選挙で、平成の合併論議を風化させない、地区住民懇談会で話し合った都市内分権構想は、郷土大口への思いをより強く、深くしたと述べられております。また、まちづくりに独自の判断ができる権限を持つ中核市、特例市の規模を目指して、広域での取り組みを進めますとも言っておられますが、町長は、今後広域での取り組みと合併について、どのような見通しとお考えを持っておられるのでしょうか。

町長は、財政基盤の強固な自治体として誇れるよい大口を続けるために、歳出の削減を図り、各種施策を推進しておられるところではありますが、中には行政サービスの後退とも思える施策もあり、合併時には持参金をたくさん持っていくのかという話も聞こえてきます。町民は、財政力だけでは豊かさを実感できません。豊かな財政力を生かし、目に見え、実感できる施策こそが大口町民の活力となり、新しい大口町が生まれるのではないのでしょうか。

そこで、50年前の工場誘致ではありませんが、将来の豊かな地域づくりのための施策について、どのようなお考えを持っておられるのでしょうか。

以上2点について、町長の御所見をお伺いします。

2点目は、ごみ減量の問題であります。

平成17年11月26日、焼却ごみ20%削減が提唱され、生ごみの堆肥化、リサイクルセンターでの資源ごみの常時回収、剪定枝、草の収集など、焼却ごみの減量推進策が講じられているところですが、目標達成は極めて困難な状況ではないかと思えます。その原因をどのようにお考えですか。また、現在どのような状況か、お伺いします。

現在、堆肥化の容器や堆肥化の処理機を購入した場合、補助があります。また、地域で収集した資源ごみは、1キログラム当たり5円が行政区に助成されています。スーパーでは、買い

物袋を持っていくと、ノーレジ袋スタンプカードにスタンプを押し、一定量たまると値引きが行われます。

そこで、資源ごみはリサイクルセンターへ、剪定枝、草は指定の施設にそれぞれ持ち込んだ場合、行政区の補助と同様に1キログラム5円で買い上げるというような、何らかの特典を与えて減量を進めるというお考えはないでしょうか。また、焼却ごみ20%削減のための計画や具体的な取り組みはどのようになっているか、お伺いします。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 改めまして、おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、丹羽勉議員の御質問にお答えをしております。

ごみ減量につきましては、環境建設部長から回答をさせていただきます。

市町村合併と大口町の将来についてであります。

本町の市町村合併協議は、御承知のとおり平成14年度から15年度に3市2町で始め、途中から2市2町に変わり、この地域の発展と活力あるまちづくりのために地域内分権を提案して進めてきました。しかし、合併旧法による特例債や特例措置などの財政問題ばかりが前面の議論であったため、やむなく時期尚早という判断をいたしました。

その後、各市町は、財政健全化を目指して、江南市は構造改革で財政再建を、岩倉市は人事戦略で効率行政と、扶桑町も住民協働のまちづくりが進められ、それぞれ成果を出すなど、地方分権型のまちづくりの取り組みが行われております。

また、個別の事業で広域的な取り組みが盛んになり、愛北広域事務組合、丹羽広域事務組合、江南丹羽環境管理組合などの一部事務組合のほかに、新たに後期高齢者医療広域連合、尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議、愛知県消防広域化推進計画などの検討が行われております。これらは、都市構造の複雑化や行政の効率化など、市町村をめぐる環境の変化に対応した広域連携で、おおむね30万人の人口規模が基準で進められています。

しかし、大口町は、近隣市町の中で最も人口規模の小さいまちです。合併で大口町が消えるのではなく、大口町民が将来にわたって誇りと活力を持ち続けるために、スケールメリットを生かし、まちづくりに独自の判断ができる権限ある中核市、あるいは特例市以上の規模と、身近な単位で住民が地域づくりに主体的に参加できる地域内分権の仕組みをつくっていきたいと考えております。近隣市町との合併協議の必要性が高まったときには、積極的に合併協議に参加をしてみたいと考えております。

次に、将来の豊かな地域づくりのための施策について御質問をいただきました。

国と県との方向性が明らかになってきました昨今、地方の役割はますます大きくなってきております。本町は現在、第6次総合計画により、将来に持続可能な新たなまちづくりを目指し

て、選択と集中の行政経営を進めています。そして、行政みずからが率先し、住民の共感を得ながら、意識、組織、財政の改革に取り組んでおります。また、住民の福祉の向上と自治を目指して、地域のコミュニティー機能を高めるための仕組みづくりや助け合いの風土を育て、生きがいと誇りを持って、地域で元気に活躍する活動の場づくりを進めています。さらに、新中学校開校で進めている生涯学習構想に基づく人材の育成と、子供を産み育てたいと思える地域づくりのため、環境整備を進めてまいります。また、本町で盛業中の企業とそこで働く人もまた誇りと活力を持って活動できるよう、産業を取り巻く環境整備を進めてまいります。

東名・名神高速道路小牧インターチェンジに至近の地の利を生かした土地利用と社会基盤整備を今後の政策の柱として取り組んでまいりたいと考えております。御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 皆さん、おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、丹羽議員の御質問、ごみ減量についてお答えをさせていただきます。

焼却ごみの量を、平成20年度末までに平成16年度比で20%削減していこうという取り組みは、分別することにより資源として再利用できるものを廃棄物と明確に区分をし、有効に活用していこうという取り組みであります。

平成19年8月17日の江南丹羽環境管理組合での焼却ごみの組成検査では、廃棄物全体の62.8%が紙類、布類、高分子類（プラスチック）でありました。これを大口町の年間ごみ排出量で考えますと、年間約6,000トンのごみのうち、3,768トンが紙類、布類、高分子類となります。したがって、この焼却ごみに混入している3,768トンの資源のうち1,200トンの資源を焼却ごみから抜き出すことが、焼却ごみ減量20%の取り組みとなります。この目標を達成するため、次の方策をとってまいりたいと考えております。

まず初めに、家庭でのごみ減量に対する意識を高めてもらうことを目的に、ごみ減量を実感できる施策として、議員御提案の資源の有価買い取りなどにつきまして早急に検討をし、実施してまいりたいと考えております。また、町で実施をいたしましたごみの組成検査では、紙類等の資源が全体の約40%であったことから、事業所から出されるごみの中にもまだかなりの量の資源が混入している状況にあるため、事業所からの資源の引き取りにつきまして、有価での買い取りなどを含め、事業所の資源分別を支援してまいりたいと考えております。

そのため、現在、資源としてプラスチック類は月2回の回収を、紙類につきましては月1回の分別回収を行っておりますが、毎日出てくるこれらの資源を徹底して分別していくためには、町民の方にとってより便利な環境の整備が必要になってくると思います。その核となる制度と

いたしまして、本年4月に建設をいたしました資源リサイクルセンターの利用を考えております。現在の午前9時から午後4時までの施設利用時間を、平日、仕事が終わった後でも資源が持ち込めるような利用形態への変更などを含め、焼却ごみ減量を行う町民の方々がより利用しやすい施設へと変更をしてみたいと考えております。これらの方策を早急に検討し、平成20年1月から実施していくことにより、本年度末までに6%のごみ減量を達成してみたいと考えております。

以上で1回目の回答とさせていただきます。

(7番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 町長の答弁の中に、機が熟せば合併もしくは中核市への広域行政というような方向も検討されるというように理解させていただきましたが、その際に、先ほどもお話がありましたように、大口町は人口的に見ても小規模の団体でございます。そういう中で、現在、健康福祉事業などは、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどに委託した事業等もあります。広域行政になったときに、町の独自の事業が継続して実施できるように、こういう団体が広域行政になったときも、大口町の中ではそのような事業が継続できるような、そういう組織を支援して、極端なことを言えば民営化して、どこと合併しても大口町では社会福祉協議会や包括支援センターに委託しておるような事業が継続できるような体制づくり、そういう支援もできないものか、もう一度町長からお答えを願いたいと思います。

また、現在、財政調整基金の積立金が25億8,000万あります。6億円ぐらいが学校建設に充てられるとも聞いておりますが、まだ20億円ぐらいあります。さきの質疑で、法人税の落ち込みが5億円ぐらいある、そのときのために5年分で25億円ぐらいが必要だというようなお話もありましたが、過去5年間の税収の状況を見ますと、平成15年に前年の14年を2億円下回りました。しかし、これも17年には既にもう回復しております。また財調基金の積立金も、14年から18年にかけては十二、三億円のところを推移しております。今ここで年間5億円、5年分で25億円の財政調整基金の積み立てが必要になるというのはどうしてでしょうか。

また、65歳以上の人は年金から介護保険料が天引きされております。それも2ヵ月に1回もらえる3万円の年金受給者ですら3,100円の天引きがされます。さらに国民健康保険の保険料も天引きされます。また75歳以上になりますと、後期高齢者医療制度に強制的に加入させられ、保険料の負担を強いられることとなります。また母子家庭などは、もともと生活の安定と児童の健全育成のために支給されるということで、児童扶養手当、また愛知県が支給している愛知県遺児手当が、母子家庭の自立を促進するというので、減額したり打ち切られてしまいます。このような生活弱者と言われる高齢者、母子家庭などを支援するというをお考えはないで

しょうか。私は、これこそ地方分権の中で大口町だけにできる、豊かな大口が実感できるもので、心温かい酒井町政にふさわしい施策ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、町長は、「行政運営」でなく「行政経営」という言葉を時々お使いになられますが、やはり経営的感覚でこの行政も推進していくことは必要であろうと思います。歳入の大きなウエイトを占める法人住民税は、従業員数等に応じて課税されます。このような中で、町長みずから工場拡大を図るといふそういう施策に、町内の企業に対してそういう活動をされるお気持ちはありませんか。

国は、税収の格差是正を図るということで、地方法人2税の吸い上げを検討しております。財政力指数の高い自治体はその対象になるのではないかと思います。基準財政需要額を引き上げるその方策として、資金の借り入れ、いわゆる借金をしてでも中学校の体育館、南小学校の建てかえなどを検討するお考えはありませんか。ぜひ町長のお考えの中に、ただいま申し上げましたようなことを組み入れていただけることなら導入をしていただき、大口町民が豊かさを実感できる町政にさせていただきたいと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

2点目の焼却ごみにつきましては、私の意見も検討の材料として前向きにごみ減量に取り組んでいただけるということでございますので、一層の効果の上がるように、成果の上がるように推進されることを要望して、焼却ごみについては終わります。

町長には、今申し上げましたような施策を今後取り入れていただけるのか、また何らかの事情で無理なのか、その辺のところの御回答をひとつよろしくお願いします。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 丹羽議員の再質問にお答えをしまいたいと思います。

今大きく社会が変化をする。平成11年の4月でありましたけれども、町長に就任して以来、地方分権一括法が12年には制定をされてきた。これによって大きく世の中が変わり始めたと言っても過言でなからうと思っております。今また法律、あるいは憲法が改正をされようとしている。大変大きな変化のときを迎えている、こんなことを考えておるわけであります。

町長に就任以来、財政力の基盤を安定させていくということで、選択と集中、こういう行政を行っていかうと考えてまいりました。就任した当初は、財政力指数が1.01というような大変厳しい状況にありましたので、まず資金を運用する、蓄える方に集中して数年間を耐えてきたわけであります。そうした中で、住民の元気をいかに保持していくかと。そういうことではNPO等を促進することによって住民の持てる創意工夫を力として地域づくりを進めていかうと、こんな形で取り組んだわけであります。

先ほど、議員御質問にありましたように、福祉の充実をどうしていくかということでありますが、国あるいは県の考え方がまだ十分に固まっていない。改革に取り組む一方で、今言われ

ております光と影、こういった部分が今徐々に明らかになってきて、見直しが進められておるところであります。そういう中で地方がしなければいけない仕事、こういうことを的確につかむ時代が来たなど、こういうふうに今考えておるところであります。

福祉に対しましては、今までも他地域におくれることなく、標準的な施策を一生懸命に努力をして推進してまいったというところではありますが、これからは地域の特性を出し、あるいは地域の中でこれから育てていく、あるいは支援をしていかなければいけないものをはっきり見分け、これに集中した力添えをしていきたいと、このように考えておるところであります。

そうした中で、今もまだ道州制を含め町村合併が見直されていくということでもありますし、先ほども御案内を申し上げましたように、広域化に対する取り組み、ひいては町村合併の対象となるような取り組みが今もまだくすぶっておるところであります。我々は、こうした流れの中でこのまちがいつまでも自立をし、福祉の享受できるようなまちづくりを進めていきたい。そのためには、町村合併等に巻き込まれることがあっても、福祉が継続できるような位置づけ、組織づくりをしていきたいと、このように考えています。

行政でやる、行政で支える、こうしたものは、集約がされれば一挙に中央に持っていかれるわけありますので、大口町に根づいた福祉を育てていく、そのためには民間の育成が必要であろう、こういうふうに考えております。包括支援センターもそうでありますけれども、将来は民間でこれを運営することによってこの地域の福祉を安定させていく、こんな取り組みをしてまいりたいと思っておるところであります。

財政の基金積み立てについてでありますけれども、私どもは集中と選択によって、今は教育の充実を図っていきたいと、このように考えております。施策の中にあります、生涯学習構想を中心とした中学校建設、あるいは、耐震補強のための北小学校への耐震施策、あるいは南小学校への耐震施策、あるいは保育園での耐震施策を充実させていきたいと、このように考えておりますし、ひいては子供たちをはぐくむ、育てる、こういった環境の充実に資していきたいと、このように思っておるところであります。

先ほど御案内申し上げましたけれども、国が大きく変わる中で、今までは縦割りの制度でありますので、国、県、あるいは地方自治体へと、こういう流れでありましたけれども、これからは、地域のことは地域で考える、言いかえれば、すべて親方日の丸という体制ではなく、みずからの力でみずからのまちを切り開いていく、あるいは経営できる、そうした体質をつくっていくことが必要であろうかと思えます。そうした中では、今いろいろ行政として続けてきた、慣例に従って行っているものもありますけれども、許容される範囲内でできる限り継続可能な施策展開をしていきたい。そのためには経営的観念が必要であろうと考えております。

後ほど、きょうも質問をいただいておりますけれども、行政経営に関しての考え方を少しま

た後ほど述べさせていただきたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 丹羽勉君。

7 番 ( 丹羽 勉君 ) ただいまは、前向きに、豊かな大口町を建設するためにいろいろな施策をお考えになっていただけるということでございますので、一層の努力をしていただいて、豊かな大口、よい大口が建設されることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

土 田 進 君

議長 ( 宇野昌康君 ) 続いて、土田進君。

8 番 ( 土田 進君 ) 皆さん、おはようございます。8 番議席の土田進でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして、消火栓、防火水槽等、消火設備の設置についてお尋ねします。

6 月の議会だよりで、新人議員 5 人が申し合わせたように、抱負では「安心・安全なまちづくりについて頑張ります」と述べています。私もその 1 人であります。

平成 18 年は、年初より大口町内で火災が多く発生し、火災予防緊急アピールが出されました。昨年は町内で火災が 17 件発生しましたが、ことしは今のところぼや 1 件あっただけとのことで、大変ありがたいことです。

平成 19 年度大口町施政方針では、主要施策の一つとして、犯罪の防止とともに災害・防災対策についても、防災資機材等の充実を図って、安心・安全が確保されるよう努めてまいりますとあります。その安全・安心のまちづくりの観点から、消火設備について質問します。

平成 18 年度、各区において、全町に設置している防火水槽、65 ミリ消火栓、40 ミリ簡易消火栓、ホース格納庫、消火器の設置配置図が作成されました。ことしも各区長の取りまとめで、防災資機材の点検が現在行われています。住民にとっては大変心強い設備であります。

この防災設備設置配置図では、消火設備が消火器だけしかない地区があります。そのような地区には、消火栓、防火水槽等の消火設備を設置すべきであると思います。消火設備が消火器しかない地区の大半は、水道管が細いため、消火栓が設置できないものであります。太い水道管を入れて消火栓を設置する必要があると思います。特に、今後、下水道工事を予定している地区においては、水道管を入れるまたとない機会でありませう。この機会に、下水道工事にあわせて太い水道管を入れ、消火栓、防火水槽を設置すべきです。

火災はいつ発生するかわかりません。消火設備が消火器しかない地区の解消は急務でありま

す。町のお考えをお尋ねします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、土田進議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

消火栓の設置について御質問をいただきました。

大口町では、平成18年度に、区長さんを通じて各地区の消火設備の把握をしていただきました。これは、自分たちの住んでいる地区にどのような消火設備が設置されているかを理解していただき、さらに、それを使用して訓練を実施していただいたことにより、安心して安全なまちづくりを目指したものであります。

消火栓及び防火水槽の設置につきましては、毎年、区長会を通じまして地区の要望を伺い、設置をしてみたいと思います。現在、大口町には、防火水槽113カ所、消防が使用をします消火栓が157カ所、自主防災会の簡易消火栓が222カ所設置されております。丹羽広域事務組合に確認をしましたところ、消火栓を設置するためには水道管が75ミリ以上のものが必要であります。そのため、管が細い地域については、現状では設置ができません。また、自主防災会が整備されてきました簡易消火栓につきましても、現在、新設は認められておりませんが、移設することは可能でありますので、一度地域での有効的な配置の見直しを、簡易消火栓の移設という手法も含め、御検討をいただきたいと思っております。

なお、この移設費用に関しましては、大口町行政区交付金の対象メニューとなっており、3分の2が補助の対象となっております。水道管が細く、消火栓が設置できない地区での消火活動は、丹羽消防署に5,500リットルの水を積んだ水槽車があり、約20分間消火活動ができる体制がとられております。20分以降につきましては、消火栓や防火水槽からポンプを中継して補水することでカバーがされるというような体制になっております。また、消防団におきましては、消火栓及び防火水槽が火災現場付近にないことを想定しまして、各分団が協力してポンプをつなぎ放水をする中継訓練を、毎年、丹羽消防署の指導のもとで実施をしております。

今後計画しております下水道工事にあわせて水道管を埋設することはできませんが、今後も各種公共事業の計画に伴い、道路、水道の状況、地域性等を関係各課と協議して、必要に応じ、消防設備の設置をしてみたいと考えております。

（8番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） ただいま回答をいただきまして、解決するには少し問題もあるようですが、前向きに検討をしていただきたいと思っております。

消火設備が消火器しかない地区の人たちは、「いざというときのことを思うと大変不安」と

訴えられております。また、消火訓練をしようにも、消火栓、簡易消火栓もないということで、消火訓練もできないというのが現状であります。たとえ戸数の少ない地域であっても、同じ大口町民として平等であり、住民の不安を取り除くように努力してこそ思いやりのある行政だと思えます。

災害に備えのないまち、安心・安全なまちとは言えません。また、幾ら財政力指数が高くても、真に財政豊かなまちとも言えません。消火設備が消火器しかない地区の解消は急務であると思えます。いま一度、消火器しかない地区の解消について、町の今後の取り組みについてお考えをお伺いしたいと思います。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） いま一度御回答をさせていただきます。

議員が言われますように、やはり消火設備、消防設備のない地域というのは非常に不安であると。このことは間違いがないことであるというふうに思います。現在、一定の設置基準に基づきまして、随時整備を進めておるわけですが、各行政区の区長さんからの要望だけではなく、丹羽広域事務組合の水道部の事業計画、さらには町の行政課独自としての整備計画、そんなようなものを相互に取り入れて、一刻も早くそういう空白区域がなくなるように、今後努力をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8 番（土田 進君） 消火設備が消火器しかない地区の解消、この問題は、住民の生命、財産にかかわることです。早急に前向きな対応を強く要望し、私の質問を終わります。

酒 井 廣 治 君

議長（宇野昌康君） 続いて、酒井廣治君。

6 番（酒井廣治君） 改めまして、おはようございます。6 番議席の酒井廣治でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

地域安全パトロールの現状と今後についてです。

大口町内各地区でいろいろな団体の方々の御協力をいただき、町民みずからが安全・安心のまちづくりを目指し、パトロール活動が続いており、町民のパワーのすごさを肌で感じています。私も、微力ではありますが、地域の安全パトロールに参加させていただき、安心・安全で住みやすい地域にするか、常に考えています。また、庁舎玄関先の地域安全パトロールの掲示を拝見させていただくたびに、やっつけてよかったと実感でき、今後の活動に意欲がわくのは事実であります。

地域安全パトロールが大口町のホームページに掲載され、拝見させていただいていますが、インターネットには目を見はるものがあります。現在活動しているパトロール隊の年齢層には、まだまだなじみが薄いと思いますが、なじみの薄い年齢層には、広報の記事をよく読んでいただいているとすれば、記事として取り上げることが励みになると思います。成果のわかる資料を積極的に町民にアピールしてみたいかがでしょうか。総会等での発表は聞きますが、なかなか会員には理解しにくいと思われます。定期的に広報でシリーズを組み、各種団体の紹介、活動状況、犯罪の発生率の状況等を町民に知らせることで、今後、参加してみたい人の掘り起こしをしてみたいかがでしょうか。

そこでお尋ねいたします。3点ございます。

1点目、現在の安全パトロール隊の団体数、参加人数等についての現状。

2点目、大口町内の犯罪発生件数の学区別または年度別をお願いいたします。

3点目、今後の活動支援の具体的内容についてお願いいたします。

次に、青色パトロール車の活動についてお願いでございます。

大口町には、現在、町独自の青色パトロール車が1台あります。青色パトロール車によるパトロールを定期的実施していただいているということは、町民に大変心強く感じられます。私たちも町から貸与を受けている拍子木を打って回っておりますが、町民の方々が音に反応していただき、「御苦労さん」との声をかけていただき、隊員の方々も喜びを覚えるといったことがあり、音の重要性を感じています。青色回転灯については、今議会にて補正の提案をいただき、地区への貸与をしていただけると伺い、大変ありがたく感じております。

そこで、青色パトロール車が流しているテープ等を貸与していただけると、巡回時により一層のインパクトがあると思います。行政の力には人的にも時間的にも限界があることは十分承知しております。私たち住民みずからが力を合わせ、地域を守るという信念で活動を続けるためにも、今後ともぜひいろんな御支援をいただきたいと思いますが、そこでお尋ねいたします。今後、地域青色パトロール灯をつくる計画はありますか。2点目は、青色パトロール車が流しているテープをつくる計画はありますか。

以上2点についてお願いいたします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、酒井廣治議員の御質問にお答えします。

地域安全パトロールの現状についてであります。

住民が安心して生き生き生活でき、将来に希望を持てるまちづくりを目指すことは、私たちの願いでもあり、そして住民と行政が一体となって進めていくべきことと認識をいたしております。

ます。その中で、発足してから3年が経過します大口町地域安全パトロール協議会に参加し、地元の安全のためにパトロール活動をされている住民の方々には、大変心強く感じております。

さて、9月現在の大口町地域安全パトロール協議会に登録されているパトロール団体は32団体で、参加人数は1,522人で、発足当時に比べますと1.5倍にふえております。また、犯罪の発生件数につきましては、過去3年ではありますが、平成16年が665件、平成17年が633件、平成18年は468件と年々減少傾向にあり、先ほど述べました大口町地域安全パトロール協議会の登録状況と密接な関係にあり、議員もお感じの、地域の力が犯罪件数の減少の大きな要因になっていると確信しております。

今後につきましても、大口町地域安全パトロール協議会の趣旨であります犯罪の抑制、及び安全かつ安心なまちづくりのための町民の自主的な活動を継続していけるよう、現在も行ってあります防犯グッズの貸与、防犯情報の提供、警察署との連絡等、支援し続けたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

続いて、青色パトロール車の活動状況についてお答えいたします。

議員の御意見にありました音の重要性につきましては、時間や光など、犯罪を防止する四つの原則のうちの一つで、不審者を遠ざける効果ばかりでなく、拍子木などを使った声かけの巡回は、地域の連帯感を生み、犯罪が起きない環境づくりにつながっていくものと考えております。

大口町における青色防犯パトロール車の導入につきましては、平成17年4月に、下校時あるいは夜間の巡回パトロールとして開始をいたしました。パトロールの際は、青色回転灯の点灯のほか、スピーカーによる広報も実施していますので、パトロール車が巡回していると御認識をいただいていることと思います。

地域による青色防犯パトロール車の推進につきましては、青色防犯パトロール活動が認められる要件の中に、市区町村のほか、警察署長から防犯活動の委嘱を受けた団体もその対象でありますので、大口町地域安全パトロール協議会の登録団体の皆様も、青色防犯パトロール講習会の受講や、警察署、運輸局の書類手続などを行っていただければ、自家用車での防犯活動が可能となります。したがって、自主的な青色防犯パトロール活動の推進を支援するため、脱着式の青色回転灯を貸与できるよう、現在準備を進めていますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、テープ等広報についての支援であります。車両に広報用機器一式を登載する場合、使用する車両のタイプ、取り付け方法により、実施団体による警察署への設備外積載申請や、道路使用許可申請が必要となります。また、徒歩での防犯パトロール実施の際の広報機器使用についても、それぞれでの活動方法も異なります。

以上のことから、貸与ということではなく、パトロールを実施される地域の皆様方の自主性を尊重したいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

( 6 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 酒井廣治君。

6 番 ( 酒井廣治君 ) ただいま貴重な御回答をいただきまして、ありがとうございます。

では、続いて質問 2 点だけ申し上げます。

地域安全パトロール情報版が随時報告されていますが、町内のどの程度の範囲まで流されていますか。また、今議会で青色パトロール灯の補正が組まれましたが、1 灯当たりの経費は幾らかかり、何灯づくり、いつの時期に活動を開始する予定でございますか。青色パトロール灯を作成するに当たり、いろいろ制約があると、今お話がありましたんですが、現在、大口町には青色パトロール灯がございません。ですから、この体制をつくるためにはいろいろ行政の問題があるかと思いますが、そこらの点をよく御理解願いまして、お話し願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 ( 宇野昌康君 ) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 ( 森 進君 ) 青色パトロールの脱着式の青色回転灯であります、先ほど議員からもお話がありました、この 9 月定例会の一般会計の補正に計上をさせていただいております。1 灯当たり 1 万 6,500 円で、5 灯を補正予算で計上をさせていただきました。

今の防犯情報の伝達先につきましては、大口町地域安全パトロール協議会に、すべてネットで送信ができるようになっておりまして、その都度そのようなファクス等でですけれども配信をいたしております。これはもともと今そういう情報を私どもが学校、警察等からキャッチした時点で早急に原稿を起こしまして、そのような形での伝達を行っております。

( 6 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 酒井廣治君。

6 番 ( 酒井廣治君 ) いろいろ御回答をいただきましたが、今後とも大口町の町民が安心・安全で暮らせるまちづくりに鋭意努力していただくよう、行政の力もかりて一生懸命やっただくように、よろしく願います。ありがとうございます。

議長 ( 宇野昌康君 ) 会議の途中ですが、ここで 10 時 40 分まで休憩といたします。

( 午前 10 時 22 分 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

( 午前 10 時 40 分 )

柘 植 満 君

議長（宇野昌康君） 続いて、柘植満君。

3番（柘植 満君） 3番議席、柘植満でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従い、3点質問をさせていただきます。

初めに、A E Dの小児用パッドの設置についてでございます。

A E Dにつきましては、町内の各公共施設、また各小学校に設置していただいているところでございます。A E Dは、心臓がとまり、意識を失った人に電極パッドを張りつけ、電気ショックを与えて回復を図るものでありますが、大人用のA E Dは、8歳ぐらいからの対応となっております。子供に対応した小児用電極パッドは小さく、それだけではなく、A E D本体からのエネルギー量を大人の4分の1に下げて出力し、子供にとっても安全に使用できるようになっております。大人用パッドだけが設置されている箇所につきましては、子供の安全に対応するためにも、一緒に小児用パッドも設置してはいかがでしょうか。

2番目に、福祉施策についてお尋ねをいたします。

まず初めに、視覚障害者のバリアフリー化を目指して、音声コードの普及についてお尋ねいたします。

視覚障害者は、全国で約30万人と言われております。病気を原因とする中途失明者の増加などにより、点字を利用できない人は全体の9割だそうであります。ほとんどの方は請求書、税金や年金、行政サービス、情報など、その内容がわからず、著しい情報格差にさらされている現状にあります。そうした格差を埋める技術として音声コードが開発されております。障害者自立支援法の円滑な運用を目指す特別対策の中に、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業が盛り込まれ、普及するための枠組みがつけられております。日本視覚障害情報普及支援協会からは、今回の補正予算によって初めて音声による情報取得の道筋が見えたとして期待をされているところでございます。この事業は、都道府県、または市町村が実施主体となって、2007年から2008年の2年間で、必要な機器やソフトを整備するものでございます。ぜひ視覚障害者の方々のバリアフリー化を推進していただきたいと思っております。本町の見解をお尋ねいたします。

そして、介護予防事業について。

今や、日本は平均寿命世界一の長寿国となり、喜ばしいことでございます。高齢化社会に対応していくために、平成12年度から介護保険制度が施行されましたが、要介護認定者の増加、そして軽度者の大半が重度化している状況などから、将来にわたって持続可能な制度の再構築が求められ、施行後5年の見直しを機に、介護予防の導入を柱とした改正介護保険法が成立をいたしました。昨年度から適用されております。それにより、介護予防に関して、介護保険の一部を元気なお年寄りがよりお元気で長生きできるようなところに活用されるように改正がさ

れております。

具体的な実施方法につきましては、市町村の創意工夫によって可能になっております。介護保険料を払っているけれども、1年間一度も使わなかった、元気で頑張ってお金を払って使わなかった保険なので、何か出してもらえないかという声がございまして。こうした要支援以前の方に対する介護保険をもとにしたサービスができるということではありますが、まだ始まったばかりですので、活用されていないのが現状ではないかと思っております。

こうした元気なお年寄りの健康増進、介護予防を図るために、地域文化や芸術、NPOなど、生涯づくりにさまざまなサービスを利用できるようなことを御検討されてはいかがでしょうか。また、今後の地域包括支援センターの取り組みについてもお聞かせください。

次に、学校教育での熱中症予防の安全対策についてお尋ねをいたします。

ことは、猛暑が日本列島を包み込んだかのような暑い日が続きました。暑さのピークは過ぎたと思われそうですが、今週も残暑が続き、観測上、この時期にはない34度という暑さでした。また、8月16日には多治見市で40.9度という74年ぶりの国内最高の気温となりました。

国立環境研究所によりますと、全国的に熱中症の死亡者は増加傾向にあり、年平均256件もあるそうでありまして。ことしも高齢者や学生の野外活動中に死亡者が出ております。熱中症と疑われる症状があらわれても、関係者の認識不足により対応不十分であった例が認められています。このような安全・安心対策としては、学校ではどのような対応がされているのか、お尋ねをいたします。

また、このような熱中症事故防止に熱中症指標計を設置されている学校もあるようでございます。本町での対応について御見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、柘植満議員の御質問にお答えをいたします。

AED（自動体外式除細動機）についての御質問であります。

心臓突然死の多くは、心筋のけいれんにより心臓のポンプ機能が失われる心室細動によるものと言われております。このような状態になったとき、救急車が到着するまでの数分間で生死が左右するとも言われております。

本町では、AEDを平成18年度、中央公民館、温水プール、健康文化センター、各小中学校の合計8カ所に設置をいたしました。御質問の中にある小児用のパッドについては、本町が導入をいたしておりますメーカーが、平成18年8月より発売を開始しましたので、本年度4月に3カ所の小学校に設置をいたしました。

今後においても、その施設利用者の年齢等を考えて、中央公民館、温水プール、健康文化センターにも小児用パッドを設置し、さらにAED本体が未設置であります役場庁舎についても、小児用パッドをあわせて設置をしたいと考えております。

このAEDの設置が、我々の日常生活の中で認識され、緊急時に正しく使用ができるよう、毎月1回丹羽消防署において行われている救命講習会の受講にも参加をしてみたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 改めまして、おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、柘植満議員の御質問にお答えをしてみたいです。

福祉施策の推進についての御質問をいただきました。

初めに、音声コードの普及についてであります。

音声コードは、文書に書かれた文字情報を切手ほどのサイズのコードに変換をしたもので、これを文書の端に印刷をし、専用の活字文書読み上げ装置により読み上げることにより、視覚障害のある方が音声により文章を読むことができるものでございます。

現在、平成20年度の障害者自立支援対策臨時特例基金に係る市町村事業費補助金の配分額の調整を愛知県と行っているところですが、この中に、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業が盛り込まれ、視覚障害のある方等への情報支援の充実を図ることを目的として、公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備に対する補助事業がございます。

本町といたしましては、この視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業を活用し、平成20年度に活字文書読み上げ装置数台を購入し、情報コーナー等への設置を予定しております。また、これに伴い、視覚障害のある方へ文書をお送りする際、まずは対象者の把握を行っております福祉課の文書に音声コードを印刷していきたいと考えております。

なお、活字文書読み上げ装置につきましては、日常生活用具給付事業の対象となっておりますので、こうした情報提供体制の整備を進めていく中で、機器を実際に御使用いただいた上で、必要に応じて個々の御相談に応じていきたいと考えております。

続いて、介護予防事業について御質問をいただきました。

平成18年4月の介護保険法の改正により、介護保険法の趣旨である予防により重点が置かれるように制度が変更されました。これに伴い、大口町においても、介護や支援の必要になる可能性が高い特定高齢者に対しましては、運動機能の向上と閉じこもり予防を目的としたほほえみ教室やほほえみ訪問を委託で実施してきております。また、一般の高齢者を対象に、運動機能の向上を目指し、中小口、余野、豊田地区で、生き生きお達者教室を実施しております。ま

た、地域包括支援センターの職員が各地区の老人クラブにお伺いし、介護予防教室を各地区で実施しております。

介護保険法施行時に盛んに言われてきました地方分権の試金石ということが、まさにこの介護予防であると考えております。地域の実情や状況に応じ、限られた財源の中で各自治体が知恵を使い、効果的な介護予防施策を実施していくことにより、高齢になっても自立した生活を送ることが可能になります。それにより安定した介護保険の運営が可能になると考えております。

今後は、大口町の状況に即した効果的な介護予防事業の実施に向けて、住民の方々のニーズ調査やユニークな取り組みや先進的な予防施策を実施している団体の視察、研究を行っていきたいと考えております。

次に、今後の地域包括支援センターの取り組みについてお答えします。

地域包括支援センターは、高齢者に対する総合相談窓口、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的な支援を目的に、介護保険法の改正に伴い、平成18年4月から福祉課内に設置をいたしました。町民の方々に地域包括支援センターをまず知っていただくためには、十分にその活動を行うことができないことから、地区に出かけ、各老人クラブと共同で、介護予防教室の開催や、毎月、広報「おおぐち」にコラム方式でわかりやすい内容を掲載し、周知に努めてまいりました。平成19年度には相談件数等が月に約200件となり、町民の方々にある程度認知されてきたと考えておりますが、今後とも地域包括支援センターを知っていただくことが第一歩と考え、周知活動には努めてまいります。

介護予防ケアマネジメントの対象である介護保険で、要支援1・2の認定を受けてみえる方は約120名で、そのうち約50件を地域包括支援センターが直接ケアプランを作成しております。介護予防に関しましては、介護等の問題を住民の方々に広く知っていただくことを目的に福祉講演会を開催し、また在宅介護の推進を目的にした介護者教室を開催するなどの事業を行ってきました。

今後につきましては、保健、医療、福祉の専門家や住民の代表者により構成されている高齢者サービス調整会議において、この地域包括支援センターの運営や、活動方針についての御意見や御指導を賜りながら資質の向上を図り、住民の方々の要望にこたえていけるように努めていきたいと考えております。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 議長さんのお許しをいただきましたので、柘植満議員の御質問にお答えをしてまいります。

熱中症予防について、2項目にわたり御質問をいただきました。

最初に、熱中症予防について、学校では何を基準にどのような対応をしているかについてであります。

ことしの夏は、議員御指摘のように、記録的な猛暑の夏でありました。それだけに、児童・生徒の健康管理に特に意を払ってきたところであり、町内の小中学校のほとんどがインターネットの熱中症情報を利用し、熱中症予防のための運動指針に基づき、早期かつ的確な指導、啓発をしているところであります。

また、学校独自のマニュアルについては、小中学校5校中3校が、財団法人日本体育協会の資料を参考に作成をしております。マニュアルを作成していない学校では、予防について必要な内容を保健だよりや掲示板で児童・生徒のみならず保護者へも伝え、理解を求めてきたところであります。

さらに、どの学校においても経口補水液を常備し、緊急時に備えております。その他に応急手当てセットも常備しておりますが、具体的な指導としては、適宜休憩時間を設けて、健康観察を行ったり、水分補給をさせたり、指導者が児童・生徒の健康に気を配ることはもちろん、体調が悪くなったらみずから先生に申し出るとか、自分の健康については自己管理ができるようにも指導をしていただいているところでもございます。

教育委員会といたしましては、国や県からの熱中症に関する通知などの情報は、その都度学校に提供し、熱中症への対応を十分にさせていただくよう努めているところでもあります。炎天下の屋外での活動、体育の授業や中学校の部活動などにおいては、特に児童・生徒の健康に十分配慮した指導をしていただくよう、各学校にお願いしてきたところであります。

次に、熱中症事故防止に熱中症指標計を設置したらどうかという御質問であります。

現在、近隣市町の小中学校で熱中症指標計を導入している学校は、江南市の小学校で2校、中学校で2校、岩倉市の中学校で1校とお聞きをしております。当町におきましては、熱中症指標計の必要性を学校と検討しながら、新年度での導入に向け、前向きに考えてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で、柘植満議員の質問の答弁とさせていただきます。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) まずAEDでございますけれども、取り組んでいただいて、小学校とかもつけていただいているということでございました。

総務省が、消防署の調査をしました結果、2006年に一般市民がAEDを使用した件数は140件だったということで、一般の方々がそういった装置を活用されている方がふえてきているという状況であります。一般の方々が使わなかった場合に比べて、1ヵ月度の生存率が約4倍と

ということで、着実にこのAEDの利用が進んでいるという状況でございますので、ぜひ、先ほどの御答弁にもございましたように、また拡充をしていくとおっしゃってございましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、職員の方も講習を受けるように参加をしていくという御答弁、以前にもそういった御答弁をいただきました。明快にその目標数というものをきちっと上げて取り組んでいかれているのか、そこら辺もお尋ねをしたいと思います。

それから音声コードですけれども、議会だよりも点字とテープと二つ用意をされております、そういった障害者の方たちのために。なかなか点字はやはり利用がされていないという状況でございますので、本当に視覚障害者の方たちは、日常生活すべての情報がわからないということで今までお見えになったわけですので、この情報取得の切り札として大変期待をされておりますので、今、前向きな御答弁をいただきましたから、情報格差是正の第一歩として、ぜひ早急な取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

それから、普及されているところは、総合窓口があるところは総合窓口とかに設置をされておりますけれども、福祉課とか、そういった福祉関係、それから皆さんが利用される図書館というところにも設置されたりしておりますので、順次そういったところもふやしていただければありがたいなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、介護予防のことです。

今年度から、この要支援以前の方に対して介護保険の費用の一部をもとにしたサービスを行っていいというふうになっておると思っています。なかなか今までいろんな調査だとか、そういった事務的なことに使われていたのが多いのではないかというふうに思っております。始まったばかりですので、まだいろんな取り組みが行われていないところがほとんどだと思いますけれども、介護保険料だけで、町の負担なしで1年間で1人大体1万円ぐらいが使えるという計算になるそうです。それは介護保険料の大体2%という数字をとりますと、そういった形になるというふうにいわれております。何かただ2%というだけでは、具体的な案がまだ出てきていなかったと思いますが、1人1万円ぐらいというふうに確かな目安ができますと、いろんな取り組みができるのではないかというふうにも思います。今まではその調査費や相談費に使われてきた。それを今後は、新しい改革後の介護予防におきましては町が事業を行うということですので、いろんな工夫をしていただきたいというふうに思っております。

今までのあり方としましては、何々を行いますから参加してください、こういう形が今までのあり方だったのではないかというふうに思います。そういった形での取り組みは、限られた方だけしか参加できないというふうになってしまうのではないかと思います。そこで、こういった形で何か町で創意工夫ができないかということでもありますので、元気で長生きできるよう

な方たちに、直接使えるような形、ここが大きなポイントだと思います。直接何か使えるような形でお金をもっと活用すべきではないかなということを提案させていただいておりますので、その辺のところももう一度お尋ねをしたいというふうに思います。

長寿国ではありますけれども、単に平均寿命を伸ばすだけではなくて健康の寿命を伸ばす、これが大事な介護予防の取り組みではないかと思っておりますので、先ほどもお話をしましたが、軽度の方たちが重度化しているという状況にありますので、介護保険にかかる前の方たちが一層お元気になられれば、医療費も削減できるし、皆さんもお元気で活躍ができる、生活ができるということになりますので、その辺のところの具体的な取り組みについて、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、熱中症指導につきましての指標計につきましては、昨日も本当に体育祭は暑い日でありました。見ていますと、きのうの体育祭でお母さんがペットボトルを持って、多分スポーツドリンクかなんかだったと思いますが、運動場の中まで入って行って、子供さんに渡そうとしておられました。そういった本当にきのうのような暑さが続くと、保護者の方たちも、大丈夫なのかな、あんな炎天下に座っていて大丈夫なのかなと、やはり心配をされると思います。

その中で、やはりいろいろと、先ほどのお話ありがとうございましたけれども、なかなか部活動、野外活動なんかを子供さんたちが中学校でやっておりますと、上下関係とかいろいろありまして、気分が悪かってなかなか口に出して休むことが言えないとか、また、そうではなくて、自分が気がつかないうちに熱中症に倒れてしまうという場合がございますので、とにかくそういった熱中症の指標計につきましては、本当に早速取り入れていただければありがたいというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） A E Dの救急救命の職員の講習の受講の関係でございますが、実は18年度、A E Dを設置するに際しまして、町職員に研修の一環として受講させるということでスタートを切りました。それで18年の7月・8月の2ヵ月で、当時196名の職員中44人が受講いたしました。特にA E Dを設置しました施設の管理を行っている部署、さらにはその施設を利用される方にも声をかけまして、職員のほかに臨時職員、さらには各種団体の方にもお声がけをしまして、一応7月・8月で、今言いました職員につきましては44名、臨時職員につきましては19名の受講を終えております。すべての職員が、その職場だけではなくて私的に出ていったときも、その扱いを知っておるということは非常に有意義なことだというふうに考えておりまして、できればすべての職員にその受講をさせたいというふうに思っておりますが、その方法につきましては、今後またいろいろと丹羽消防本部とも調整をしまして進

めていきたいというふうに考えております。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） まず、視覚障害の方への音声コードの機器等の普及の関係でお尋ねをいただきました。

これにつきましては、現在、議員からも御提案がございましたように、先ほども1回目の答弁の中でございましたが、まずこういった福祉施策の核を担っております福祉課、あるいは役場の中の情報の窓口であります情報課、さらには本という媒体も介して情報を得られる図書館、とりあえずその3ヵ所に設置をしていきたいなというふうに考えております。大口町がこうしたものを導入することによりまして、少しでも広域的にこの情報が伝わり、広く障害者の方々のバリアフリー化が進められるように努力をさせていただきたいと、かように考えております。

次に、介護予防の関係でございますが、おっしゃるとおり、介護予防に力を入れることによりまして、当然、被保険者であります方々の介護保険料につきましても下げることができるという大きな効果が期待されるところでございます。

例えば、老人保健法が昭和58年の2月に施行されて、それから25年ほど経過いたしますけど、実際にはやるのみで、結局、評価あるいはそれに対してのさらなる取り組みがなされていなかったということで、少し無駄に費用が使われたかなということも、自分としては考えております。

今回、18年の介護保険法の改正によって、こうした介護予防事業が導入されておりますので、今後につきましてはどんな方法がいいかということは、予防という観点でとらえますと非常に難しいことではございますが、まずは大口町で現在行っております事業に対しまして参加をされない、こういった実態もございますので、こういう事業への参加の動機づけ、さらにはそうした方々の行動変容、さらには事業の充実といった方向で、この介護予防事業が展開できればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 柘植満議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第1回目の答弁でも申し上げましたように、やっぱり現場での先生の健康観察が必要であると思います。また、体育の時間、そしてまた部活動の時間でも、仲間同士、またクラス仲間だとか部活動での仲間同士で、お互いに健康に気を配ることが大切だと思いますので、そんなことも御注意いただきながら、健康管理ができますように指導のお願いをしていきたいと思っております。

また、熱中症の指標計についても、学校とも検討をしながら、新年度に向け、前向きに考えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 柘植満君。

3 番 ( 柘植 満君 ) 介護予防の費用の使い方でございますが、ちょっと提案をさせていただきますと、先日も老人福祉センターのおふろの待合室にちょっと座っておりまして、いろんな方たちとお話をしておりまして、奥様が体調が悪いので心配だからということで、御夫婦で毎回おふろに来ていますとおっしゃっていて、本当にいろんな方たちが楽しんでおふろに来ていらっしゃるんだということを改めて痛感させていただきました。

こういった、大口町にもおふろがございますので、例えばですけれども、そういった個人的にお元気で、介護保険を利用されていない方たちに、メリットとしてそういったチケットサービスみたいなものも差し上げたらどうかというふうにも思います。

それから、今いろんなダンスや、それから文化活動、いろんな活動がございます。そしてスポーツもございますけれども、そういったところに直接使えるような、そういった使い方をされてはどうか。そうすればお元気な方たちが、私たちは本当に介護保険にかかっていなくて一生懸命こうやって元気でやっているけれども、こういったものも使わせてもらって、さらに元気になるというような、お元気な認識に変わっていくんじゃないかなというふうにも思います。何に使ったらいいかということは、いろいろと難しい問題もあるかと思いますが、本当にそういった活動をするために、もしもタクシーが要るようだったらタクシー券も配付してもいいんじゃないかということも思います。なかなか国としましても、最初打ち出されたことに対して、やはり行政はそれだけに一生懸命取り組んで、調査や研究とかにどうしても予算が組み込まれがちというふうになりますけれども、今後、本当にこうした取り組みを早くしていただければありがたいなというふうにも思います。いかがでしょうか。

それから、今、地域密着型介護保険制度が始まって、それから包括支援センターが始まりまして、地域密着型のサービスの実施状況が低いと、低水準にとどまっているというふうに8月の中日新聞でも発表されております。また、違うところでも、9月におきましても潜在介護士の実態調査が行われまして、福祉現場の人手が足りないというふうにも言われております。夜間対応型訪問介護事業というのは、介護福祉士らの確保が難しいのが理由だというふうにも言われておりますけれども、大口町ではどんな状況なのか、お尋ねをしたいと思います。

そして、医療と介護で大変重要な課題になっていることは、クリティカルパスということで、退院するまでに、退院後どんな治療を行っていくのか、家に専門家が来るのか、また通うのか、そういう計画をつくるのが努力義務というふうにされております。ですけれども、なかなかまだそこまで、努力義務ですのでいっていないというところがありますが、本当によく皆さんから、早く退院しろと言われたんだけれども、退院してからのことが心配で、どうするのか、

次のところへまたどこか行けるのか心配だとおっしゃる方が多いというのが今の現状ではないかというふうに思っておりますので、この退院するまでの退院計画は大口町では今どういう状況で進められているのか、お尋ねをしたいと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 大きく3点ほど御質問をいただきました。

まず介護予防に絡んでのチケットの御提供の件かと思いますが、これにつきましては、現在、大口町で具体的にこういうチケットをとということにつきましては案はございませんが、貴重な御意見をいただきましたので、先駆的な団体の視察あるいは調査をする中で、早急に導入できるものでありましたら導入していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

それから、地域密着型サービスの事業整備がおくれておるといような内容での御質問でございます。

これにつきましては、大口町も介護保険計画の中で一施設、地域密着型サービスの御提供をするといような計画になっておりますので、19年度中に一応業者の募集をいたしまして、20年度に整備、21年度からこういった密着型のサービスが提供できるような体制に持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

それから、病院の方に入院してみえた方に対して、退院後の支援といいますか、ケアといいますか、それについてどのような対応をしているかということでございますが、基本的には病院には一般的にはソーシャルワーカーさんが見えになります。そのソーシャルワーカーさんの方から御助言を受けられまして、退院後の対応をされてみえるということでございます。その退院後の施設として、一例としましては老人保健法に基づきます老人保健施設がございますが、これとて大口町は現在1施設という状況でございます。具体的なケースにつきましては、やはり大口町の包括支援センターでの相談も当然承っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） すみません、今の退院計画ですけれども、大口町、尾北医師会といいますが、そういうところではきちっと退院計画が行われているというふうでよろしいのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） この場で私も少し情報を持っておりませんので、また後ほどよく調べまして、回答をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

木野春徳君

議長（宇野昌康君） 続いて、木野春徳君。

10番（木野春徳君） 10番議席の木野春徳でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

初めに、3月定例会の一般質問で、北部中学校への北小学校移転について質問をしましたが、その答弁において、今年度中に策定すると言われた小学校の整備計画について改めて質問させていただきます。

中学校統合後の北部中学校の利用については、なるべく早い機会に通学区域審議会の答申に沿った方向性の中で努力していくことが肝要であり、子供たちの安全を最優先に、耐震補強に重点を置き、北小学校移転も含め、南小学校校舎の耐震補強、さらに西小学校校舎の耐震補強を第一に進めていきたいと答弁されています。

こうした答弁を踏まえ、子供たちの安全を最優先にということであれば、建築後33年から41年と最も老朽化した北小学校を、中学校統合後空き家になってしまう北部中学校へ早期に移転させることが子供たちの安全・安心であり、さらにまちの財産の有効活用につながると思います。こうしたことから、基本的には北小学校を北部中学校へ移転をさせることを前提とした整備計画になると思いますが、いかがでしょうか。

また、移転については、低学年用校舎の増築、既存の校舎、プールなどの施設改修、そのための設計、建設・改修工事、移転準備など、さらに住民の皆さんへの説明と理解を得るための説明会の開催など、長期の期間を要するとともに多額の資金が必要な事業であります。統合中学校の建設工事も、第1工区については順調に進み、第2工区の工事も始まり、来年4月には無事開校を迎えられる状況となった今こそ、次の段階へ進めるよう来年度予算に整備計画実現に向けた事業予算を組み込み、計画的に実行する必要があると思います。そのためにも、今年度、南小学校、北小学校の耐震診断が行われますが、その結果を待ってからではなく、北小学校の北部中学校への移転を含め、南小学校、西小学校校舎の耐震工事についても、子供たちや住民の皆さんに安心と安全を与えられるよう、それぞれの事業の実施時期を明確に公表して、事業の早期実現を目指していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、北小学校移転後の校舎、体育館、プールなどの既存施設はどのようにされるのか、お伺いします。

続いて、昨年、教育基本法が改正され、それに伴って、ことし6月、学校教育法、教員免許法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の教育三法が改正されました。学校教育法の改正で、新たに副校長、主幹教諭、指導教諭を置くことができるようになりました。ただし、こ

の三つの職は、「置かなければならない」のではなく、「置くことができる」というものです。特に副校長は、従来の教頭職に加えて置くことができるので、中央教育審議会の教育行財政部会で審議され、平成16年「学校の組織運営のあり方について」に盛り込まれており、私立学校などでは既に配置されている学校もあります。

新しい学校教育法で、副校長は校長を助け、命を受けて校務をつかさどるとされ、教頭は校長を助け、校務を整備し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどると、従来どおりとなっています。副校長と教頭の違いは、副校長は校長から委任を受けた事項をみずからの権限で決裁でき、授業を受け持たず、教頭よりも権限が大きいことです。こうしたことから、副校長は教員免許の必要がなく、民間人の登用もできます。副校長を配置することにより、校長は学校経営に専念でき、多岐にわたる教頭の仕事が整理、軽減され、学校運営が円滑となり、教員が事故や苦情処理などから開放され、子供の教育に専念でき、学校の教育力を高めるといった成果が得られるとも言われています。

この新たに置くことができる副校長、主幹教諭、指導教諭についてどのように考えておられるのか、お伺いします。特に副校長については、来年4月に開講される新生大口中学校へ早期に配置するよう、ぜひ検討されてはいかがでしょうか。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 議長さんのお許しをいただきましたので、木野春徳議員の御質問にお答えをしてみたいです。

小学校の整備計画について御質問をいただきました。

本年4月には、学校教育法等の一部改正が施行され、一人ひとりの子供の教育的ニーズにこたえられるよう、質の高い教育が求められるなど、教育を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中、本町におきましては、来年度、教科センター方式による新たな大口中学校がスタートをいたします。と同時に、統合による北部中学校の跡地の活用を初めとした町の教育環境の整備についても変革期を迎えております。

教育委員会では、平成15年度に小中学校再編整備基本計画を作成し、これを基本とし、統合中学校の建設事業を進めているところでありますが、北小学校の北部中学校への移転につきましては、既に基本計画の中でも提案してきているところであり、子供たちの安全を考える上で最優先に進めていかなければならない問題であると認識をしているところであります。

移転に際しましては、議員が言われるように、校舎の増築や施設の改修等、長い期間と多額の費用がかかってまいります。現在、北小学校の校舎の耐震診断を行っており、今後は、この結果を踏まえて町長部局と協議を重ねていくとともに、通学区域審議会からは、具体的に移転

を検討する場合は住民の意見を十分取り入れた、夢のある学校づくりを推進されたいとの答申をいただいております。できることなら今年中に住民のコンセンサスが得られるよう努力し、理解が得られれば、来年度には基本設計に着手できるように進めてまいりたいと考えているところであります。

また、南小学校及び西小学校の校舎の耐震補強工事につきましては、現在、南小学校校舎の耐震調査を行っており、その結果に基づき、来年度には校舎整備の方向性を示すとともに、西小学校については耐震調査を行い、子供たちが安心して教育を受けられるように、環境整備を順次進めてまいりたいと考えております。

さらに、北小学校移転後の校舎等の施設利用につきましては、生涯学習の基盤整備を重点的にとらえ、地域住民のために有効に活用できる施設として手を加えていくことができたかと考えておりますが、町長部局とも協議をしながら施設全体を総合的に判断してまいりたい、このように考えております。

教育委員会といたしましては、こうした考え方をもとに基本計画の見直しを速やかに行い、議員の皆様や住民の皆様から御意見をお聞きしながら、コンセンサスを得られるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方のお力添えを賜りますようお願いいたします。

次に2番目の質問として、副校長、主幹教諭、指導教諭にかかわる御質問をいただきました。

議員御案内のとおり、今回の学校教育法の改正により、校長のリーダーシップのもと、組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、新たな職として副校長、主幹教諭、指導教諭を置くことができるようになりました。これらの職制につきましては、法改正がされる以前から試行的な導入を行っているところもあります。平成15年度に東京都が最初に導入したのに続き、平成18年度には全国62都道府県・政令指定都市の中で、副校長は23、主幹教諭は13、指導教諭は14の教育委員会が導入をしています。ただし、例えば東京都のように、副校長を単に教頭の読みかえとしているところもあり、設置に関して定数保障がないために、その運用もまちまちであるという状況であります。

愛知県教育委員会につきましては、現在、学校の組織運営に関する調査研究会議におきまして検討中であります。特に主幹教諭の配置につきましては、国において新しい職の設置に対して定数配置が講じられるのであれば、前向きに検討したいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、法律の施行までに、学校教育施行令及び学校教育法施行規則などの関係政省令、さらには条例、愛知県教育委員会規則などについて改正を行う必要が生じてきます。木野議員が提起されております統合中学校への副校長の配置につきましても、以上のような経緯の中で検討していかなければならない課題だと考えております。任免権を持っているのは県教育委員会ですので、私どもといたしましても、具体的な検討がされる中で、県

教育委員会と十分協議・調整をしていきたいと考えております。

(10番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 木野春徳君。

10番(木野春徳君) それでは再質問をさせていただきます。

きのうは本当に暑い中でしたが、大口中学校、北部中学校の合同体育祭が北部中学校で行われました。来年からは合同ではなく、新たに一つの学校として新生大口中学校で行われます。しかし、本当に素晴らしい施設を持った北部中学校で、子供たちの姿が来年からは見られなくなることへの寂しさを感じました。また、北小学校、北部中学校でPTA役員としてかかわってきた立場としても、この場所を早期に北小学校とすることが、子供と保護者、そして住民に安全・安心を与え、まちの財産を最も有効に活用することになると改めて感じました。

ただいまの答弁で、北小学校の移転については既に計画中であるというふうにお答えをいただいておりますが、ただ、計画ということであれば、当然、目標年度をお示ししていただきたいと思っております。私としては、早ければ平成21年度、遅くても平成22年度には北小学校の移転をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、平成16年に行われた地区懇談会で、北部中学校への北小学校の移転に、一部の住民から、小学校としては周囲に民家も少なく、環境面や通学路など、安全面での不安の声もあったのも事実です。そうしたことも踏まえ、早期の移転に向け、地域の住民の皆さんへの説明会も行われるということですが、問題解決に向け、十分な説明と理解を得られるよう、最大限努力をしていただきたいと思っております。

南小学校については、建築後27年から36年が経過しており、耐震補強工事をする必要もあり、少人数学級、習熟度別授業などの実施に伴い教室不足や、校舎と道路との距離がなく、騒音や駐車場などの問題もあり、将来的には用地の拡張も含め建てかえも考慮していただきたいと思っております。

西小学校については、建築後31年が経過しており、耐震診断も行われるということですが、南小学校同様に、建てかえまたは大規模な改修工事も視野に入れた計画を立てていただきたいと思っております。

小学校の施設整備には多額の資金も必要な事業であり、予算編成の時期も近づいておりますが、計画実行に欠かすことのできない財政面、整備計画実行に対するお考えを、町長にもお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

北小学校の施設である体育館は、既に耐震補強工事もされ、避難所にもなっております。また、多くの方が学校施設開放によって利用されており、これからも有効活用してもらえようにしていきたいと思っております。

プールについても、温水プールとは違い、暑い夏の間、自然の空、太陽の下で多くの方に楽しみ、利用してもらえよう、ぜひ残していただき、冬季には防火水槽など、防火施設としての役割も果たせるよう、管理や運営について工夫をしていただきたいと思います。

校舎については、移転後、生涯学習の場として利用するというのですが、校舎の一部を残し利用する、または、すべてを解体し新たに施設を建設するのは、地元や町民の意見や提案を受け、最良の方策を講じていただきたいと思います。

次に、副校長の大口中学校への設置についてであります。県教委に任命権があるということでもあります。この一部改正の施行については平成20年4月からということでもありますので、ゆっくりと検討をしていただき、私としては、主幹教諭、指導教諭については、早急に置く必要はないと思っております。しかし、大口中学校での設置を提案しているのは、開校後、多くの視察や見学者があるのではないかと思います。そうした場合に、副校長にこうしたことへの対応を任せることにより、校長以下教員が生徒の教育に専念できると思えます。また、危機管理や地域との交渉の権限を委任し、地域との連携を深める役割を持ってもらうことにより、成果も上げられるのではないかと思います。採用に当たっては、当然予算も必要であります。町の実情に精通した行政経験者である町職員などの採用も視野に入れて検討されてはいかがでしょうか。

ちなみに、横浜市教育委員会では、教育行政の経験や教員免許の有無を問わず、副校長を市の課長補佐、係長級職員から募集をしております。

以上、再度検討をお願いしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

議長（宇野昌康君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） それでは、木野議員の2回目の質問にお答えをしまいたいというふうに思います。

議員御指摘のように、北小学校につきましては、校舎の新設以来の経過年数が、一番古いもので41年、それから35年、34年、33年と4分割でこれができるわけございまして、耐震を待たずに計画を立ててはどうかというような、1回目の御質問の中にありましたけれども、既に経過年数も古い建物でございまして、当然、耐震の問題を考えると、何らかの対応をしていかなければいけない、こういうふうに教育委員会は考えているところでございます。

北部中学校の移転については、15年の基本的な考え方のところで既に示させていただいております。

なお、地域住民のコンセンサスを得るということが、当面、そのスタートになるかというふうに思いますけれども、例えばこれをその場で建てかえるというふうに考えましても、現在の敷地が1万4,038平米、南小学校が1万6,011平米、西小学校が2万2,465平米、敷地が大変狭

いという中で4階建てと、こういうことでございまして、日照権等を考えると、この工事が大変難しいという状況にあることは、さきの地域懇談会でもお話を申し上げたとおりでございます。

耐震診断の結果が間もなくまとまるわけでございますけれども、経過年数から見ても、なるべく早い機会に移転ができるものなら移転をしたい、こういうのが教育委員会の基本的なスタンスでございます。先ほど申し上げましたように、来年度には基本設計がしたいというふうに考えておりました、21年に工事ができるのかなあ、22年ぐらいには移転ができないのかなあ、ということで、今、計画の策定をしているところでございますが、県の方との関係もございまして、その調整も一方で進めていかなければいけない、こういう作業にも今取りかかったところでございます。概要でございますが、そんな足取りでいけたら、これが一番早い足取りでございます。

それから、この地域懇談会を開きながら説明会を進めていきたいというふうに思いますけれども、どうぞこの点につきましても格段のお力添えをお願いしたいというふうに思っているところでございます。

それから、南小学校、西小学校のお話が出てまいりましたが、南小学校でございますけれども、校舎は3分割できております。一番古いのが経過年数が36年、その次が35年、新しいものは27年、こういうふうで、この校舎につきましてもそんなに新しいものでなくて、耐震を今やっているところでございますが、その結果を見ながら方向性を探っていかなければいけないなというふうに思っております。

附帯の施設につきましては、それぞれ体育館は耐震をやっておりますし、ほかの施設には問題ないわけでございますし、児童の増加の様子も問題ないわけでございますが、ただ一つ、プールが道路を隔てているという点がございまして、これにつきましては、管理上、あるいは安全上、あるいは、今問題になっておりますさまざまな外からのいろんなそういう状況もございまして、できたら同じ敷地内の、管理しやすい、目の届きやすいところにしていくのがいいのかなあ、こんなことも考えているところでございまして、いわゆる校地の拡張というようなこともその先には必要かなあというような見通しを教育委員会は持っているところでございます。

西小学校につきましては、校舎ができてからの経過年数が、大部分が31年ということでございまして、これについては耐震を来年度やっていかなければいけないかなあというふうに思っております。

なお、ここにつきましては、周辺の整備ということが必要だなあと思っております。校地周辺の整備をどうしても進めていかなければいけない、また耐震の結果によっては耐震にも対応していかなければいけない、そんなふうになっているところでございます。

なお、大口中学校の体育館の問題、あるいは図書館の問題等、教育委員会は幾つかのそういう課題を抱えているところがございます、小学校の整備につきましては迅速に進めていきたいというふうに思っております。どうぞひとつよろしく願いいたします。

それから、副校長等の新しい職務についてでございますが、今のところ「できる」規定というものでございまして、定数法の中に入ってこないというところが一番の大きな問題点でございます、大変人件費がかかることでございますので、現在のところ、この教員等の採用につきましては、都道府県教育委員会、あるいは政令指定都市というところが任命権を持っておりますので、この動向を眺めながら、きちんと県とも話し合いを進めながら対応がしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 木野議員から整備状況についての質問をいただきました。

これは、総務文教常任委員会の席だったと思えますけれども、これから東海地震、東南海地震、あるいは南海地震がいつ起きても不思議ではない、こう言われておる状況の中で、学校整備を優先して進めていきたいと、こんなお話をしたところであります。

避難場所としての体育館につきましては、既に前倒しで整備をしてきておりますので、今後につきましては、小学校を中心に早期に整備をし終えたいというふうに考えております。まだ耐震の結果も出ておりませんし、予算等も具体化はしておりませんが、おおむねこれに対する対応が可能であろうというふうに考えておりますし、ついて先ほども御案内を申し上げましたけれども、子供たちの安全確保のために保育園も整備をしていきたいと、こういう順序で考えております。

また、附属施設としての図書館でありますとか武道館、こういったものも順次計画に織りまぜる必要があるかというふうに考えております。格別の御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

（10番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 木野春徳君。

10番（木野春徳君） 町長にも教育長にも、学校施設の整備に関しましては非常に前向きな決定、答弁をいただきました。副校長の設置については、まだまだいろいろと検討をしていく余地があると思いますが、ぜひゆっくりと検討していただいて、なるべく設置をしていただきたいなあとということを要望しておきます。

どちらにしましても、将来を担う子供たちへの投資ということであり、今回の質問にはありませんが、去る13日の総務文教常任委員会において議論された、大口中学校体育館の修繕にかかわる安全性も含め、第一に考慮すべきは子供の安全・安心であり、さらに教育環境の充実で

あります。そのためには、できることは迅速に実行し、先送りすることなく、教育委員会、町執行部が一丸となって、投資と労力を惜しまず、着実に実行していただくよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 会議の途中ですが、ここで午後 1 時30分まで休憩といたします。

（午前 1 1 時 4 7 分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

岡 孝 夫 君

議長（宇野昌康君） 続いて、岡孝夫君。

4 番（岡 孝夫君） 改めまして、皆様、こんにちは。4 番議席の岡孝夫でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、2 件について質問をさせていただきます。

まず一つ目は行政評価、二つ目は I S O 9 0 0 1 の認証取得に関するものでございます。

まず行政評価に関してでございます。

皆様御承知のとおり、近年、多くの自治体が何らかの形で行政評価の仕組みを取り入れつつあります。行政評価の目的は、各自治体によってさまざまかとは思いますが、企画、実施、見直し、改善、すなわち、プラン・ドゥ・チェック・アクション、一般に略して P D C A と言ったりしますが、このサイクルを繰り返すことにより、職務の意義の再認識による職員の意識改革、リソースの適切な配分、P D C A のそれぞれのフェーズでの意思決定過程などの公開により、行政活動の透明性を高め、アカウンタビリティを果たす、事務事業をゼロベースから見直すことによる、より効率的、より効果的な事務事業の模索と実行などが共通する部分ではないかと思っております。そして、それらを通じ住民の皆様の満足度を評価し、継続的に満足度を向上させていくことこそ最も重要であり、最終目標になろうかと思っております。

本町においては、平成18年6月に公開された「集中改革プラン」「平成19年版まちの財布」「平成18年度決算に係る主要施策の成果」などにおいて、行政評価の仕組みの構築に取り組まれていることの表記がございましたので、その進捗の状況についてお尋ねしたいと思っております。

一つ目は、実施要領等によって行政評価の目的、定義、評価体制、評価結果シートの様式などが定められているかなど、仕組みのできぐあいについてお聞かせください。

二つ目は、当初計画では本年度より情報公開が計画されておりますが、評価結果シートの公

開はいつごろを予定しているか。

三つ目は、評価の妥当性の検証として、外部評価を含まなければならないと思っております。よって、今お考えの仕組みには外部評価を含むものになっているか。

行政評価に関しては、以上3点をお聞きしたいと思っております。

次に、ISO9001の認証を取得する考えはないかをお聞きしたいと思います。

こちら皆様御承知のことかと存じますが、ISO9001とは、品質に関するマネジメントシステムの国際規格で、製造業を中心に建設業、食品業、輸送業、病院、レストランといったさまざまな産業分野で認証取得が行われております。

ここで、品質マネジメントシステムとは、品質方針、品質目標を設定し、その目標を達成するための仕組みであり、基本的な考え方は、仕事のプロセスをPDCAのマネジメントサイクルで維持管理し、改善していくことです。

自治体関連を調べましたところ、県内では、稲沢市上下水道部が2004年の2月、安城市役所が2004年4月、岐阜では美濃加茂市役所が2001年8月、各務原市役所が2003年8月にISO9001の認証を取得しております。また、県外になりますが、人口約6,600人の山口県の和木町というところが本年3月にこの認証を取得していることがわかっております。

ちなみに和木町の広報紙では、「現状において、和木町にはさまざまな課題、改善点などがあります。これらを見つけ出し、課題や改善点は対処方法を協議、決定し、実行します。問題点には修正、是正を行います。本町の特色を生かした主体性を確立するため、無理と無駄をなくしてサービスの向上を図り、健全な行政運営に努めるため、国際規格であるISO9001を取り入れることとしました」とありました。なお、JAB（財団法人日本適合性認定協会）のホームページで現在の取得状況が確認できます。

ISO9001の認証取得は、PDCAによるマネジメントの考え方がコアになって、さらなる住民満足度の向上、生活者起点の行政活動への転換、第三者機関の審査による透明性の確保、行政コストの低減、組織の活性化、職員の意識改革などにつなげていくための一つの手段として、そのメリットが大きいものがあるんじゃないかと私は思っております。本町においてISO9001の認証を取得する考えはないか、見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、岡孝夫議員の御質問にお答えをしてみたいです。

ISO9000認証取得の件につきましては、総務部長から回答をさせていただきます。

行政評価システムの構築状況についてであります。

昨年度より、地方分権の羅針盤として、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基本理念とする第6次総合計画をスタートさせました。中央集権から地方分権へと社会システムが大きく変容しているにもかかわらず、中央集権を前提とした行政運営を維持したままでは、理念に即した効果的、効率的な運営もできず、こうした認識に立って掲げた意識改革、組織改革、財政改革の三つの改革方針のもとに、現在、経営的な発想により、行政をPDCAマネジメントサイクルで推進するための仕組みづくりに取り組んでおります。

昨年度より、民間経営で活用されておりますさまざまな経営手法の調査・研究を重ねた結果、ストラック（戦略会計）という手法の応用が最も本町に適していると考え、行政評価手法と織りまぜて、独自の経営管理システムとしてまとめ上げる段階までまいりました。この経営管理システムでは、目的、定義、評価体制、職務権限、評価シートの様式等を含むとともに、事業活動をできる限り数値化し、だれが見ても一定の評価が可能な実証性、客観性を確保できるものであると考えております。

今後、最終的なチェック段階として改善した後、公表をしていきたいと考えております。

外部評価の導入についてであります。これも事務事業を対象にした評価を監査委員による行政監査のプロセスに組み込み、評価の客観性を高めてまいりました。新たな経営管理システムにおきましても、この方式の継続を含めた評価のあり方を考えているところであります。御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、岡孝夫議員のISO9000認証取得についての御質問にお答えをいたします。

ISO9000という品質マネジメントシステムの規格全体のうち、ISO9001の認証取得には、規格の要求事項に従って大口町に適した品質マネジメントシステムを構築することや、システムの確実な運用が求められるため、議員御提言のとおり、組織の活性化や職員の意識改革を初め、これまでの組織風土を刷新するために、全庁一丸となって取り組む大変有意義な方法の一つであると認識しております。

大口町におきましても、行政経営の基軸となる仕組みを模索する過程で、ISO9001を含むさまざまな経営手法の特性や導入自治体における効果の検証など、調査・研究を重ねてまいりました。そして、この経験から確信しましたことは、経営手法に頼り、そのまま導入を試みるのではなく、本町の組織規模や組織風土などを熟慮し、職員みずからが経営手法を応用しながら考え、つくる仕組みこそが、真に根づき、生きて働くのではないかとことであります。ISO9001につきましても、本町行政の特性と照らし合わせながら、認証に係るコンサルティング料、登録審査料、認証を維持していくための維持審査料などの経費負担の関係や

精緻な要求事項を満たすためのシステム構築に相当の時間と労力を要することなどを考慮いたしまして、別の手法を応用する道を選択いたしました。

いずれにいたしましても、手法はあくまでも手法であり、目的実現のために活用するツールにすぎません。議員からのISO9001の認証取得の御提案は、行政経営のシステム構築に努めている私どもの思いと同じであると考えており、手法は異なりますが、経営管理システムの早期実現を目指し、努めてまいりますので、どうぞ御支援と御理解をいただきますようよろしく願いをいたしまして、回答とさせていただきます。

(4番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 岡孝夫君。

4番(岡孝夫君) 行政評価とISO9001に関して御答弁いただきまして、ありがとうございます。

行政評価に関しては、行政みずからがみずからの評価を行う内部評価であっては、評価に対する客観性が低下してしまうという問題があり、そのためには評価結果を積極的に開示していく、かつ外部評価も必ず取り入れていくことこそ重要だと思っています。ストラックという手法を用いられるということも今伺いいたしました。新たな仕組みをつくるということは、大変な労力が伴うことは容易に想像ができますし、先行している自治体の失敗事例、成功事例を参考に、引き続き積極的かつ一歩ずつ着実に取り組んでいただきたいことを御要望いたします。

ISO9001についてですが、別の手法を使われるということで回答をいただきましたが、私も一応民間企業に勤める一人として、部分的ではありますが、ISO9001の認証取得のための仕組みづくりや審査に立ち会った経験がございます。

かれこれ10年ほど前の話になりますが、最初のうちは審査員が言われる指導・指摘事項がなかなかできなかったことがありました。私たちには、過去ずっとこうやって仕事をやってきたという自負もあり、これでいいんだということが身にしみついていました。なぜそんなことをやらなければいけないのかという声があちらこちらで聞こえたこともありました。

そんな中で、認証取得に向けて事務局との協議、勉強会の開催、審査員から指摘・指導を受けていく中で、自分の職場のルールや企業のルールは自分たちの都合でつくった、お客様を軽視した、極めてローカルなルールだったことに気づくことをきっかけに、改善を進めていくことができました。従来ルールにつきましては、直接お客様からまずさを指摘されていたというものではございませんが、ISO9001の要求事項から見ると、従来ルールは不十分なものであったということです。

ISO9001の認証取得を通じて第三者から今の仕事の進め方を国際的な基準で評価してもらい、強いところ、弱いところを明らかにし、弱いところがあれば素直に反省し、是正して

いく。これを継続的に繰り返していくことが重要と考えております。今の仕事の進め方でPDCAが回っているのなら、少ない労力で認証取得が可能でしょうし、逆にPDCAが全く回っていないようでしたら、新たな仕組みづくりやその実行に多くの労力が必要となることと思っております。

ISO9001は検討されないということが回答でしたが、今、認証につきましては、すべての部署を対象としなくても、特定のサイトに限定した形でも可能になっております。また、最近では認証の取得及び維持の費用も安くなっているようなことも聞いております。本町として、費用対効果を含め、顧客重視、すなわち、さらなる住民の皆様の満足度向上を目指して、改めてISO9001ももう一回御検討いただければと思います。

質問を終わります。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 岡議員から大変貴重な御意見をいただいたというふうに考えています。

行政に経営を取り入れるということは大変難しいことであったなあと、こういうふうに今考えておるところであります。特に企業会計でありますとか、あるいは商業簿記でありますとか、こういったものには利益がありますけれども、利益のない行政においてそうした満足度をはかっていく、こういう面で考えていくことは大変重要なことでもありますし、そうした面ではISO9000が大変意義深いものだというふうに評価はしておりますが、今、私どもは、当面する課題について、あるいは日々の管理において、PDCA、プラン・ドゥ・チェック・アクションと、こういうサイクルでありますけれども、日々の管理の中でそうした管理ができていくことが必要であろうと、こんなことを考えておるところであります。

目的を明確にし、1年12ヵ月を、月管理あるいは日々の管理まで持ってくるということ、その反省の中でPDCAサイクルを重視する、あるいは客観的に顧客から満足度をどう把握していくかと、こういうことにつきましても、私どもは住民の皆様方から満足度に対して評価をされる仕組みづくりもあわせて考えていこうと、こういうことを今検討しておるところであります。

今、現実には監査委員さんの監査評価の中で行政評価もあわせてさせていただいておるところであります。そうしたことを少し具体的に、各課の作業、PDCAサイクルとともに行政評価をお願いしていく、こんなことになろうかと考えておるところであります。御理解をいただき、また、私どももこの仕組みづくりをさらに進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

田 中 一 成 君

議長（宇野昌康君） それでは、続いて田中一成君。

2番（田中一成君） 議長の御指名をいただきましたので、3点にわたってお伺いをいたします。

1番目は、砂利採取による環境破壊への新たな対応についてと題してお伺いをいたします。

この三つの点に分けて質問させていただきますが、地下水の保全を目指した町の条例があるわけでありますけれども、これに違反して6メートル以上まで掘削し、現状にあった土以外の土で埋め戻すということで、再三の勧告にも従わないという仲沖地区での最近の事例、大変ショックな事例であります。

こうした場合、砂利採取の許可をしている愛知県の厳正な措置が有効であることは言うまでもありませんが、町として県に再三要請してきたところでもあります。しかし、県の対応は極めて鈍いというのが現状のようでありますけれども、その後、あるいは今後、どのように県に働きかけていかれるのか。また、このような場合、町として迅速に砂利採取業者を告発し、それ以上の掘削を中止する仮処分、こうしたものも求めるなど、厳正な対応をすべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

さらに、掘削中に地下水が出てきた場合、一たん掘削を中止して水質検査を義務づける。そして、その安全性が確認できるまで掘削の再開をしてはならないなどとする条例の改善を検討するべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、上小口のわかしゃち国体記念公園敷地の一部について。

最近、町が借地をしているその一部分について、できれば9月議会でその用地の買収を行いたいということが、議会前の委員会協議会等でお話があったわけでありますけれども、この公園建設の直前に、その土地については砂利採取が行われていたことは周知のことです。

ここの埋め戻しに、コンクリート片や建設廃材、あるいは焼却灰が使われていたというふうに執行部からも御報告があわせてあったわけでありますけれども、これをこのまま見過ごすことはできないというふうに私は指摘してきたところであります。

聞くところによりますと、ボーリング調査などを行っているようでありますけれども、その結果と、今後のこの用地についての対応はどうするのか、御所見を伺いたいと思います。

さらに、今まで町内で行われてきた砂利採取についての記録や資料、そういうものについてはどうなっているのかとお尋ねをいたしますと、廃棄処分したものが相当あるんだというふうな御説明でありました。何を廃棄し、どんなものがまだ保存されているのか、御説明がいただきたいと思います。

地下水質の汚濁の防止、あるいは大規模地震への安全性の確保、深く掘って、そこにある玉石などが全部掘り返されて、そこに柔らかな山土や現状にあった土などが埋め戻されるわけで

ありますけれども、極めて軟弱な地盤にしてしまうということから、大規模地震があった際にも大きな弊害になるということは御承知のとおりでありますし、また、大口町の地質は沖積層ということで、1メートルあるいは2メートル、3メートル下には玉砂利がいっぱいあって、非常にかたい地盤になっている。これが海近くに行きますと、低地になりますと、何メートル掘っても玉石などは出てこない、軟弱な砂や泥にまみれている土地で、そういう土地については、例えば、大口町に多数の工場が来ていただいておりますけれども、精密機械などを扱う工場にとっては軟弱な地盤は不適切。大口町のようなところは非常にいい地下の形状になっているというような評価もいただいているわけですが、そういう面でも、砂利採取は大口町にとっては本当に好ましくないというふうに思うわけでありまして、いかんともしがたく、これは県の方が許認可権を持っていて、石を細かく粉碎をしてセメントの原料にするんだということで、絶対悪ではないんだというふうな御説明であります。

そのとおりでありますけれども、しかし、地下水の汚濁の防止や、あるいは軟弱な地盤をつくってしまうということから、極力これを回避していくべきでありますし、そうしたことが行われた場所については、厳正に記録をとっておくべきであるというふうに思います。そういう意味では、それらの記録はすべて、きちんと永久保存扱いをして保存をしておくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

大きな2番目は、政治倫理条例の制定についてでございます。

参議院選挙の与党の大敗北についての評価は、いろいろとあるところであります。政治とお金の問題もその結果をもたらした大きな要因であることは、だれもが認めるところではないでしょうか。

地方政治においても、残念ながら領収書も公表しない多額の政務調査費のあり方や、海外旅行、選挙のポスター、いわゆる公営で賄われる部分の作成費のそのあり方の不明朗さ、こういうものが次々と指摘をされ、新聞やテレビでも報道をされ、地方政治に対しても、あるいは地方議会に対しても不信が増大をしているところであります。きわめつけは、任期1ヵ月前に辞任して、議員年金の減額を免れる議員が続出したと。この近隣の自治体でもあったわけですが、ひどい話であります。

また、議員の口ききについては、いわゆる役場の職員に対して、あれをやってくれ、これをやってくれというのを口ききといますが、そういうものについてはきちんと記録をとっておくということで、一部の者への利益誘導などは許さない、そういうことを実行している自治体も今ふえてきているところであります。

いずれにしても、議員や町長は、私心を捨て、地域住民全体のために奉仕をする。そのために切磋琢磨するというのが当然であります。その地位を利用して、一部の者に利益誘導すると

というようなことはあってはならないことは言うまでもありません。

全体の奉仕者としての一層の信頼を得るためには、町長や議員はみずから政治倫理の確立を図る、その努力を新たに表明する必要があると私は考えております。町長は既に条例に基づいて資産公開をしておられますが、議員はしておりません。議員もこれに学ぶべきだというふうにも思います。同時に、資産公開だけでは住民の皆さんの政治倫理についての御理解は得られないというふうに思います。町との請負契約などについては、三親等程度までの親族についてはこれを行わないなどの努力規定をお互いに明記をして、これに違反した場合にはみずから責任をとる、そういうこともうたった政治倫理条例の制定をして、議会と町長など町当局とで協働でこれらの検討をするお考えはないか、お伺いをいたします。

3番目は、生活保護行政についてであります。

安倍総理が突然に辞任をされ、政治空白が10日余りになろうとしております。まことに遺憾な状況であります。今、自民党の総裁選挙も戦われておる最中でありましてけれども、あの参議院選挙の結果を受けて、中央と地方との格差の是正、あるいは富める層と貧困層との格差の是正等々、国民の皆さんのそうした思いにこたえた心優しい政治、生活重視の政治、こうしたものをもう一度検討していかなければならないというふうにも言われているところではないかと私は受けとめているところであります。

さきの議会では、庶民には大増税、その分大企業や資産家には減税の継続と拡大がされる、こうしたことで、さらに貧困と格差の拡大が深刻である。庶民増税についての軽減の必要性を訴えたところでありますけれども、「残念ながら補足性の原理というものがある。それをクリアできれば生活保護を求めることも否めない」、こういう御回答等もありました。憲法第25条で言う健康で文化的な最低限度の生活、これはすべての国民に保障されております。その最後の保障が生活保護であります。この生活保護基準に準じて国保税などの軽減をする考えはないというような答弁もさきの議会でもいただいたところであります。

私はその答弁を是認するものではありませんけれども、苦しければ生活保護もあるんだということですので質問をすることといたしますが、まず第1に、生活保護については、北九州市で、2回ではない、もっとあったのかもわかりませんが、市役所に頼みに行ったけれども断られる。自宅で餓死をしていた事件が象徴しております。財政が苦しいからと申請を受け付けない、玄関払いをするという状況が全国的に多発をしていると言われております。このようなことは明らかな人権侵害であり、申請用紙は担当の窓口において、申請したい人は、自分の意思があれば申請できるという状況にすべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。2回も3回も役場に通わなければ申請を受け付けない状況があるのは、要保護者にとっては苦痛であり、北九州市のようなことがあってはならないと思っておりますが、いかがでしょうか。

さらに、大口町の場合は、福祉事務所を設置しておりません。市になりますと、福祉事務所をみずから持って、生活保護等の決定権や実施権は持っているわけでありませけれども、多くの町や村は、みずから福祉事務所を持っていない、そういうことで、生活保護の実施機関ではありません。申請者に関する調査などを行うということを町はやっているだけであります。そういう中で、具体的には大口町はどのような役割を果たしているのか、私も十分承知をしておりません。御説明をいただくと同時に、法に則して生活保護の決定が、大口町の場合どのようになされているのか、説明がいただきたいと思います。

さらに、生活保護の中の老年加算というものが廃止をされたようであります。今度は母子加算も廃止をするというふうに聞いております。大口町の場合、生活扶助、あるいは住宅扶助、教育扶助、出産扶助、葬祭扶助、医療費扶助、生業扶助及び各種加算額、それはどのような額になっているのか、一覧表をつくって説明が願いたいと思います。家族などの扶養義務者の援助が得られない場合、本人の収入が幾ら以下なら生活保護が受けられるのか、そうしたことも議員として十分に承知をしておきたいというふうに思いますので、具体的に説明をしていただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鐵君） お許しをいただきましたので、田中一成議員の御質問にお答えをさせていただきます。

砂利採取による環境破壊への新たな対応について、質問を三ついただきました。そのうち、上小口わかしゃち国体記念公園敷地と砂利採取の記録や資料については環境建設部長が、政治倫理条例の制定について、生活保護行政については総務部長、健康福祉部長から回答をさせていただきます。

さて、現在、仲沖、萩島地区で行われている砂利採取は、平成16年12月、大口町地下水の水質保全に関する条例を改正し、在来の土砂以外の土砂を使って深度6メートルを超える掘削跡を埋め戻す作業に伴う掘削を禁止する条項を追加し、その施行後初めて行われる砂利採取であります。事業者に対しては、申請当初から条例の趣旨を説明し、県と連携を図りながら、条例を遵守するよう指導してまいりました。

しかし、残念ながらこの事業者は企業利益優先で、常に現場を先行するなど条例を無視した違反行為を重ねたため、継続して監視を行いながら、その都度、指示票、命令書を発行してまいりました。しかし、条例の趣旨を一向に理解しようとはせず、対応に誠意が見られません。そのため、告発をもって対抗するしかないと判断し、その前段として町の顧問弁護士から事業者に対し、警告の意味の文書を出していただいたところ、ようやく指示に従うようになりました。

現在は、弁護士との定期的な相談と掘削現場の監視を行いながら、中止命令で放置されたままの掘削穴の埋め戻し方法について、業者と協議中であります。また、事業者の今後の対応によっては告発を考えておりますが、その議論及び裁定の中で条例の改正が必要と判断した場合は、条例制定のときに御指導をいただいた大学教授等の先生方に相談していきたいと考えております。御理解をお願い申し上げます。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 議長さんのお許しをいただきましたので、田中議員の御質問にお答えをしてみたいです。

2番目の質問でございます。

初めに、わかしゃち公園のボーリング結果と今後の対応についてであります。

わかしゃち国体記念運動公園は、愛知県で行われたわかしゃち国体を記念して、平成6年度に完成いたしました。この敷地内で行われた砂利採取事業は、大口町で最初に行われたものであり、平成5年3月4日から平成6年3月3日までの1年間の採取期間の認可を得て行われております。

砂利採取後の埋め戻しに関する記録としては、建築材料を焼却したものを、そのの畑土と一緒に埋め戻しに使用したと台帳に残っていますが、コンクリート片などの混入については記録がありません。

現地の調査は、水を使用しない方法によるボーリングを3カ所で行い、地中より採取した埋め戻し土について、土壌汚染に係る環境基準に定められているカドミウムを初めとする26項目とダイオキシン類について測定するよう業務発注いたしました。現在、採取した土の分析中であり、今月末には26項目の結果が報告され、ダイオキシン類については10月下旬に報告されます。

今後の対応としては、土壌検査の結果を皆様に報告させていただき、その結果をもとに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。また、今後とも、砂利採取が行われた土地を公有地にするに当たっては、より慎重にしていきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、砂利採取の記録資料の保存状況についてであります。

大口町における砂利採取事業は、上小口のわかしゃち国体記念運動公園グラウンドとなっている箇所において平成5年3月に認可され、行われたのが最初で、それ以降、現在仲沖及び萩島地内で施工中のものまでで、合計29カ所において行われてきました。このうち、平成12年12月の大口町地下水の水質保全に関する条例施行前のものは12カ所です。

御質問の、砂利採取事業に関する書類等を廃棄したものは、平成5年に町内で最初に行われ

たわかしち運動公園グラウンドのものから平成8年度完了のものまでで5件に関するものがあります。これは、大口町文書取扱規程に定める保存年限1年、5年、10年、永年の分類に基づき、砂利採取関係書類を10年としておりましたので、その保存期間が経過したことにより廃棄したものであります。

なお、砂利採取事業の許認可権者である県においても、県の規程に基づき10年の保存期間を過ぎたものについては廃棄しているとのことでした。

しかしながら、議員御指摘のように、地下水の水質保全に関する条例を制定し、住民の健康を保持していくことを目的にしている上において、条例施行後の特定作業に関するものについてはもちろんのこと、それ以前の保存期間中の砂利採取に関するものは永年保存としていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、田中一成議員の御質問、政治倫理条例の制定についての御質問にお答えをいたします。

この件につきましては、昨年の12月議会におきましても御質問をいただいたところであります。その際にもお答えをさせていただきましたが、倫理に関して条例で規制を設けたことで、その規制を逃れるためのマニュアルが作成され、幾らからはこのようにすれば接待を受けてもよいというようなものができたりしたと聞いておりますが、このようなことがあるとすれば、倫理にもとるものと言わなければなりません。また、条例の規制の範囲を超えたところにおいては規制対象から外れたということが免罪符となり、量的な差異だけで類似の行為が堂々と行われることさえあり得るわけでありまして。

このようなことを考えますと、倫理とは、その人の意識に深く根差したものであるということが言えるのではないのでしょうか。御質問の中にも、三親等程度までの親族による請負契約の規制等の御提案がありましたが、四親等、五親等はなぜよいのか、なぜ三親等までなのか、規制対象のすぐ外側の行為はなぜよいのかという疑問がわいてまいります。大切なことは、あらかじめ形式的に規制を設けることで倫理が保持されているかのように装うことではなく、実質的な能力や努力により選ばれ、その選択の過程がだれの目にも触れることができるということで、不正や利益誘導等を排除していくことが行政の推進にとっては有効であり、必要であるということでありまして。

今後におきましても、情報の公開や地方自治法や条例などにおいて既に用意されている規制の中で、公正で透明性の高い行政の推進を心がけていかなければならないものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 議長さんのお許しをいただきましたので、田中一成議員の御質問にお答えをまいります。

生活保護に関して御質問をいただきました。

議員も御承知のとおり、大口町の場合は、市と異なり、福祉事務所を設置しておらず、生活保護の実施機関ではございません。大口町では、窓口へ来訪された方に対して制度の説明をした上で事情をお聞きし、愛知県の尾張福祉事務所へつないでおります。具体的には、尾張福祉事務所から、ケースワーカーである愛知県職員が大口町へ出向き、申請を受理します。そのため、申請用紙自体は大口町の窓口には置いてありません。

続いて、法的な側面も踏まえ、御説明を申し上げます。

生活保護法では、第1条では、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することについて、第2条では、保護を無差別平等に受けることについて、第3条では、最低生活を保障することについて規定されています。

しかし、続く第4条では、保護は生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用しなければならない。民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、生活保護より優先される他法他施策優先の原理があります。

次に、申請の具体的な手続でございますが、まず生活相談の窓口である大口町では、相談を受けた中で本人の資産状況や稼働能力等をお聞きし、他の法律や他の施策等で活用できるものがあるかないか、助言をいたします。そして、大口町から愛知県尾張福祉事務所へその相談内容をつなぎ、尾張福祉事務所ケースワーカーが直接面談した上で申請書を受理します。

次に、ケースワーカーが生活保護法第29条に定める資産状況調査、第28条に定める居住地立入調査、病気等稼働能力調査及び扶養能力調査を行った上で、愛知県福祉事務所長、生活保護査察指導員などで構成されるケース診断会議により審査し、保護の要否及びその程度を決定いたします。

次に、扶助額及び加算額についてであります。居住する地域により生活水準に差があるため、全国の市町村を6区分に分類し、基準額が定められております。大口町は犬山市、江南市、扶桑町と同じ3級地の1地区に分類されております。各種金額につきましては、国基準を愛知県がまとめた「平成19年度の最低生活費の一覧表」をお手元に配付しましたので、御参照願いたいと思います。

また、収入が幾ら以下なら生活保護を受けられるのか、具体的に示すようにとのことですが、御質問にありますように、家族の援助が得られない場合でも、申請者の年齢、家族構成等により、基準となる金額や加算額がさまざまであり、また、他の活用し得る資産、稼働

能力等を判定した上で愛知県が判定しますので、御理解をお願いいたします。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 宇野昌康君 ) 田中一成君。

2 番 ( 田中一成君 ) 砂利採取の 1 番目については町長から御答弁をいただきました。ぜひこの条例を制定するに当たって御尽力をいただきました大学教授の皆さん等にも御相談して、専門的な角度からこの条例の改正をして、より実効性のあるものにしていただきたいというふうに御要望申し上げておきます。

私は、1 回目の質問で、掘削中に地下水が出てきた場合には一たん掘削を中止して、水質検査を義務づける、そういうことも大学の先生にも相談していただければいいですけども、なぜそういうことを言ったかといいますと、大口町で飲んでいる井戸水、地下水、これはかつて精密機械等の洗浄に使うジクロロエチレン、こういうものが地下に浸透して、数年間、かなりの時間を経てこれが地下に浸透していく過程で 1,1-ジクロロエチレンという化学物質に変化をして、これが大口町、あるいは扶桑町、あるいは小牧市内等の地下水から出てきたという事件がございました。これらは新聞等でも騒がれたわけでありまして、私どもはいろいろと調査もさせてもらいまして、そして勉強もさせていただきました。

これらについては、精密化学工場からではなく、大量のクリーニングの洗浄にも使う、そういう化学物質の変化などもこれらに関係しているというようなこともわかったわけでありまして、その当時、そうした化学物質については国の規制基準がなかったんですよ、ひどいもので。私どもの参議院議員を連れてきて、現地調査も大口の方へ来てもらって、扶桑町にも行ってもらって、いろいろと周辺的环境等も調査をしながら、アメリカなど外国の例なども調査・研究をしていただいて、初めてこういうものについての国の規制基準をつくっていただいたという事件があるんです。

それらについては、まだ丹羽広域事務組合の地下水の中からは、多少なりとも出ているものについては希釈をするなどして、飲料水として適正な基準まで持ち上げながら飲んでいるんです。そのほかにも、いわゆる家畜のふん尿や、人ふんや、人のし尿もそうですけれども、そういうものが雨水等にまじって地下に浸透して、それが飲料水に使用している地下水の中にも湧出をしているんです。これもそのまま飲んではだめだということで、希釈をして実は飲んでいるんですよ、我々。それから、土を掘り返しますと、マンガンがかなり出てくるんですよ、この辺は。それで、今の丹羽広域事務組合の水道部では、かなり以前から、今既にこの我々が飲んでいる地下水の中のマンガン、これを除却する装置をつけないと飲めなくなる可能性がある。除マンガン装置、これの検討に事務局は入っているんです、何年も前から。

このように、大口町やその周辺の我々が飲んでいる地下水というのは、まさに危機にさらさ

れているんです。一刻も、もうこれ以上の汚染は絶対に許さないという強い対策がないと、この砂利採取を許していたら、本当に我々は飲めなくなるんですよ。地下水というのは本当に何年、何十年、何百年と地下の中でろ過されてきた、自然現象の中でろ過された最も有益な、おいしい、安全な水なんです。

木曽川から県水を持ってきますけれども、木曽川の上流を見てください。どこもかしこも下水道処理場がいっぱいできているんですよ。化学処理をした水が木曽川に放流されて、下流域で我々がまたそれを取水して飲む。これはどれだけ体に悪いのかというのは、学者によって見解は違いますけれども、ひどいことなんです。

なるべく天然の地下水、これを有効に保持をしながら、これを飲んでいける環境をいかに長く保持するかというのは、この地方に住む人間にとっても本当に大切な問題なんです。そういう意味では、掘削中に地下水が出てきたら、そういう水質検査等をきちんとやって、その結果が出るまでは掘削を中止してもらったらどうかと、非常にそういうことができたなら有効だなあというふうに思いますので、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

それから、上小口のわかしゃち国体記念公園の問題ですけれども、大口町で一番最初の砂利採取だったということでもありますけれども、一つは、埋め戻しにコンクリート片などはないと。私の全協か委員会協議会での聞き間違いなのかもわかりませんが、ないという御答弁でしたね、今。あったのは、建設廃材を燃やしたもの、こんなものが埋め戻しに使われていたということで、コンクリート片などは埋め戻してありませんという部長の御答弁でありました。

いずれにしる、一つは、記録がないと言いながら、その記録はあるわけですよ、こういう記録が。どういう記録が残っているのか、一度議長にも御判断をいただきながら、このわかしゃち国体の掘削、砂利採取、埋め戻し、一切の残っている記録をぜひ我々が閲覧できる状況に置いていただきたいというふうに思いますが、その前にどれほどの記録が残っているんですか、具体的に。ないと言いながら、一部は残っているわけですね。一体何がなくなって、何が残っているのか、そこら辺は情報をきちんと明確にしていきたいなあというふうに思います。

ボーリング調査中で、その結果はまだだということでもありますけれども、いずれにしる、埋め戻してはならない産業廃棄物とも言われるものが埋め戻しに使われていたという記録があるわけですね。これは明らかな違法行為ですね。そのことをお認めになりますか。まずその点だけ明確にしていきたいというふうに思います。

それから、政治倫理条例に移ります。

昨年の12月にも言って、部長の答弁は、制定する必要性はないと。そんなものは人の心の問題であると。極めて観念的な答弁であります。先ほどの岡孝夫さんの質問ですが、極めて具体的に科学的なすばらしい質問があって、それに対応した町長の「一生懸命やります」という答

弁はあったわけですが、現在は政治とお金の問題とか政治不信、これを人の心の問題だとかというようなことで片づけてしまっている状況ではないと思うんですね、私は。三親等まではいけないけれども、なぜ四親等、五親等はいいいんだと。そんな区分けはどこにできるんだと。一親等であろうが二親等であろうが、公的に最も効果的で公開されたところで競争をやって、それで契約したっていいじゃないかということに、裏返せばあるわけですね、御答弁の裏には。私はそれはだめだと言っているんです。地方自治法にうたっている範囲の兼業禁止規定を守ればそれでいいんだということですね。だから、私が言っていることよりももっと大まかの、国の法律の穴をすり抜けていける範囲のもっと広い部分を容認しようとしているんじゃないですか、総務部長の答弁は。そういうところをきちんと明確に、私も罰則を与えよと言っているんじゃないんですよ。その政治倫理の問題を、個人の心の気持ち、そういうことで勝手に判断して、それぞれが努力しなさいということじゃなくて、その倫理観を明文化して、お互いにこの辺までは努力してやりましょうよということを町長や議員が町民の皆さんにきちんと明確にすることによって、町政や町議会に対する信頼を醸成していこうと、そういう意味で言っているんです。

私の揚げ足をとるのは幾ら揚げ足をとってもらってよろしいですけども、そんなふうな答弁でしかないなら、あと答弁は要りませんが、私は、大口町の議会は、そういう意味では本当に切磋琢磨してきたなど。以前は、議員の二親等、三親等の皆さんが町の請負業者として大手を振るって、それを側面から応援するような場面もいっぱいありました。しかし、今やそんなことはないんです、大口町の議会は。そういうことは戒めようと。もしそういうような人が立候補するような動きがあれば、よく諭して、自粛してもらえというようなことさえやっておられるような状況もあるんだなあというようなことを保守系の皆さんの状況も聞いて、感心をしているところでありますけれども、そういうことですね。

町当局としては、あと聞く耳を持ちませんよというんなら、私は議長にもお願いをして、議員だけで結構でありますけれども、議員にかかわる政治倫理条例、町長、あなたはお仲間に入らないんですから、そういうものをぜひ議会に働きかけて、議員同士で検討しながら、議会のそういう意味での清潔な姿勢、倫理感高い大口町議会だと言われるような議会にするために、これからは同僚議員に働きかけ、同僚議員ともよく相談をしながらやっていきたいなあというふうに思います。

3番目の生活保護行政についてであります。

大口町には福祉事務所がないから、相談に来られた方の相談内容をお聞きして、そして県の方に引き継ぐ役割だと、こういうお話でありました。それで、生活保護法には、申請を受け付けたら、一体何日ぐらいでその申請についての結論、結果を出して、本人に通知しなければな

らないとなっていますか。その点が1点。

もう一つは、この表を見てくださと言われてもなかなかわからないから、もうちょっと親切に説明していただきたいんですが、よく私どもに生活相談があるのは、60代70代、しかも国民年金を4万5万6万ともらっている、しかも連れ添いと、いわゆる連れ合いと死別をしてひとり暮らしになった。そういうようなことから、一定の蓄えはあったけれども、病気や入退院などを繰り返して蓄えもなくなったと。そういう中でお医者さんに行きたくても行けないと。何とかしてほしいという皆さんが多いんです。そうしますと、例えば60代でひとり暮らしの方ですと、いわゆる扶養義務者である子供さんや兄弟から、残念ながら援助が一文も受けられないということになりますと、しかも簡単な事例でいうと、年金以外には収入がないということになりますと、月に換算するとその年金額が幾ら以下なら生活保護の対象になるのか、そのことだけ説明してください。それが一番わかりやすいんです。そういう皆さんは、つまり生活保護の対象になりますということであります。まずそのことだけお尋ねして、またもう一度質問したいと思います。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 田中議員の再質問にお答えをしてみたいです。

あれはたしか羽根水源だったと思うんですけれども、トリクロロエチレンですかね、少量見つかったわけでありまして、この水源につきましてはもう閉鎖をいたしております。いろんな状況があるかと思えますし、クリーニングの原因かもしれませぬし、原因不明ということでありました。大きな工場も隣接してありましたので、そういった影響かもしれぬと、こういうことで閉鎖をしてきたわけでありまして、地下水の水質検査につきましては、扶桑町にも呼びかけ、近隣市町にも呼びかけたわけでありまして、大枚な検査料が要るということで、なかなか同意をいただけなく、大口町が独自に検査をしてきたと。横山先生にお願いしてやってきた経緯があります。

そうした中では、水深25メートルですかね、地下水が毎時6メートルで流れておる、大変な速さで流れておると、こんな見解を伺ったわけでありまして、上位法に、国の方で決められた法律に、地下資源としての砂利採取法があります。この上位法をいかにクリアできるかと、こういうことで大口町は苦慮してきております。かろうじて地下水の水質保全、こういったことであればある程度規制ができていくのではないかと、担当の方で考えてくれたわけでありまして、まあ6メートルで、あるいは6メートル以前にも地下水が出たときには、こういうことでありましたけれども、特に夏場は水位が上がってくるものですから、6メートルといわず3メートルあたりでも出てくるのかなあと、こういうふうには思っておりますが、地下水とは考えられない、わき水であろうというふうには考えながら、私どもは何とか6メ

ートルまでで終えたいなと、こんなことを考えながら掘削の埋め戻しのこの条例をつくってきたわけでありませう。

今後におきましては、議員が言われますように、そうした湧水が出てきた場合、検討してまいりたいと思ひますし、6メートル以上に掘削が進むことのないように監視ができていく、こういうことをまず第一に考えて、この地下資源に対してのガードを固めていきたいというふうにしてあります。格別の御理解をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 田中議員さんから2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、記録がないと言ひながら記録が残っているということで、どういうものが残っているか、残っていたらその明細について公表してくれというような御質問であったかと思ひますが、1回目の答弁の中で「記録」という言葉を確かに答えました。その中で「台帳」という言葉を言ったんですが、台帳に残っていますのはということで、今手元にもあるんですが、砂利採取台帳ということで、受け付け台帳になるものでございます。その中の1番、一番最初に行われておりますので、1番の中にこの上小口の砂利採取の記録が台帳として残っております。その台帳の中に、建築（焼却）残土であるというようなことが残っておりますが、コンクリート片などの混入については記録がないということをおし上げたということでございます。

先ほども言ひましたように、平成8年度以前の砂利採取に関する書類等につきましては、10年保存で廃棄処分されておりますので、5件ですが、すべてございません。あるとすれば、この砂利採取台帳が残っておるといふものでございます。

なお、ちなみに一番古い中で、平成10年度になります、どんなものが残っておるといふのは、あらかじめ調べてまいりました。で、10年度以降はこういうものが残っておるといふことでございますが、業者から町へ出てきた協議書、それから砂利採取行為の審査会の関係、それから許認可の関係、それから現地の立ち会いを行った記録とか、あと完了の報告等で、大きい項目で11項目ほどあったわけですが、その中にも写真もあったんですが、写真は周辺の用水路、それから道路とかいふところの写真が添付はされておりましたんですが、砂利採取を行っているところのそのものの写真は書類の中には残っておりませんでした。こういうものが一番古い数字の中では残っておるといふことでございますから、当初の5年度もこういうものがあつたのではないかなあといふふうにお推測するところでございます。以上です。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 生活保護行政につきまして、大きく2点ほど御質問をいただきました。

まず、申請から保護の決定までどのぐらいの日数を要するかということでございますが、条

文を引用しまして御説明申し上げますが、生活保護の第24条、こちらの方で一般的な申請があった日から14日以内という規定がございます。ただし、扶養義務者の資産状況の調査等、日時を要する場合については30日までこれを延ばすことができるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、年金受給者で、年金以外にどれほどの収入があった場合に生活保護……。

(「年金収入のみしかない人」との2番議員の声あり)

健康福祉部長(水野正利君) のみですね。御無礼しました。

老齡基礎年金が、現在、満額で79万2,100円でございますので、この方に対しまして、ちょっとこのシミュレーションがいいのかどうかは別にしまして、単身の66歳の老人の方という例をとりますと、生活扶助の第1類、これがきょう渡しました表で、一番上の左肩にございます。主に衣食費とある中での年齢の区分のところ、66歳ですから2万9,600円。それから第2類としまして、生活扶助が3万5,610円というものがございます。これについては、主に光熱水費として、1人でございますので3万5,610円、これ二つを合計しますと6万5,210円。さらにこの方が住宅扶助を、借家を借りてみえるというようなケースでありますと3万6,000円以内の住宅扶助が、これにつきましては表の中ほどの一番上にございますが、3万6,000円の扶助が受けられるということになりますので、医療等の現物給付を別にしますと、この先ほど言いました6万5,210円に住宅扶助の3万6,000円を加えまして、月額10万1,210円の扶助が受けられるということになります。

(2番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 政治倫理条例についての答弁はありませんので、当局とこれ以上論議して一緒にやろうという共同歩調はとれないようでありますので、答弁は結構でございます。

砂利採取でありますけれども、残っているのは砂利採取台帳が上小口については残っているだけだということですが、先ほど申しましたことに御答弁が一つなかったのは、焼却残土、これを埋め戻したという記録が残っているということでもありますね。その全部の書類をちゃんと保存しておかないというのは、極めてこういうことに対する意識の薄さといひますか、残念なことでもありますけれども、焼却残土が埋め戻してあると。実際に埋め戻してあるとすれば、これは産廃でしょう、こんな焼却残土というのは。だから産廃を埋め戻したということですから、明らかな法違反でしょう、これは。法違反を行ったという事実を役場が確認をしているということですね。一度は確認をしているということ。その証拠の保全を怠っているけれども、確認をしているということ。そういう法違反を犯している行為について、みずからその証拠書類等をなくしてしまった、廃棄処分してしまったというのは、極めて無責任な話でありま

すけれども、しかし、そういう証拠があるということは、それにかかわった職員の皆さん、担当者の皆さんは、相当な記憶を頭の中にお持ちでありますから、それはそれとして重要な記録だと思っんですよ、私は。そういうものをもってして、産廃などを埋め立てたという事実を立証して、この違法行為についてはきちんと法的な措置を行うという厳正な態度をとらなければ、これは行政府として何をやっているんだということになるわけです。一般の人とは違うんですよ。法を守って厳正にやるべきその張本人である行政府が、違法行為をぬくぬくと見過ごして、しようがありませんというようなことは絶対に許されませんので、そういうことについての対抗措置を、これから法的な部分も含めてどのようにするのかということを中心に検討し、そして対応してもらいたいと思いますけれども、現状、そういうお考えや姿勢があるのかどうなのか。あると思いますけれども、答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、生活保護の問題であります。

担当者が、生活保護の方を一生懸命やってくれている役場の担当者がこう言っておりました。国民年金の方は、該当するんですよ、これ。国民年金しかない方は、老後。これは国民年金以上の生活でしょう、生活保護者というのは。3万5,000円ぐらいの家賃を加えると、10万1,110円が最低生活だというわけですよ。国民年金はないでしょう、最高額をもらっても。老後、ひとりになって、国民年金の収入しかない、連れ合いにも先立たれた、一定の蓄えもなくなった、入退院を繰り返して、この前相談に来られた方は入院10回繰り返したんだそうですね。甲状腺の切除とか、パニック症候群になって、自分が精神病院に二、三ヵ月入院していたときの記憶もほとんどないというような、そういう人の相談で、みずからの年金は月4万しかない。子供さんがおられる。2人とも働いておられるけれども、それぞれ連れ添いがおるわけです。家族がいる、子供が1人いる、3人いる、建て売り住宅を買った、相手の親から一時金で借りた、それもぎりぎり返せるか返せないのかのような生活で、それでも幾らかでもお母さんのために援助できないんですかと担当者に言われて、なんか息子さんは、月々1万円ならと御返事されたようでありますけれども。それで、本人は、あなたの持っている預金通帳やそういうものをもう一度改めて持ってきてくださいと言ったら、二つ持っていったんだそうですね。一つはほとんど残金のない通帳、もう一つは、自分がいざというときのお金として15万か20万、これは絶対手をつけたくないというやつも担当者のところに持っていったそうです。あ、それだけの貯金があれば、まだ三月かそこら辺生活できますから、それを全部使ったらもう一度来てくださいと、こう言われたそうです。まあしようがないですね、これは。法律がそういうふうになっているんですから。役場の職員の皆さんが対応するやり方としてはしようがないんですけれども、まあ、こんな話です。

今まで私は大口町内でそういった例の皆さんの相談を扱ってきて、2人の女性ですけれども、

要するに精神が錯乱状態になるんです、毎日毎日そういうことを心配しておられて。いわゆるアルツハイマーというか、極度な痴呆に一気にいっちゃうんですよ。最近、この一、二年の間にもそういう方があって、担当者の人に言って、もうあれは危険な状態だよと。すぐにでも行って見てくれと言ったら、見に行ってもらって、即入院でしたけど。10年ほど前にもそういうのがありました。その方は生活保護を受けよと言っているのに、息子の手前、そんなことはできないと言って、我慢に我慢を重ねて、とうとう極度の痴呆に陥って、正体を失いました。

そういうふうなことを見てみますと、家族や扶養義務者の努力はもちろんでありますけれども、当然のすべての国民に保障された最低限度の健康的で文化的な生活を営む最後の頼みの綱である生活保護については、大口町は福祉事務所を残念ながら持っていない小さなまちであります。県の方にその実施機関としてつなぎ役をするという役割を果たすわけでありますけれども、なるべく迅速に町の方はそうした相談にかかわり合いながら、本人の意思が生活保護の申請をしたいということで明確であれば、なるべく早く県の福祉事務所に取り次いで、申請行為が速やかにできるように手助けをするという立場にしっかりと立って、これからも福祉行政に御尽力をいただくことを御要望をしておきます。このことについてはこれ以上の御答弁は結構ですが、よろしく申し上げます。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 田中議員の3回目の御質問に答えさせていただきます。

上小口のグラウンドの埋め立てをされた物質についての対応についての御質問であったということでございます。

先ほども1回目の答弁でございましたんですが、今月末には26項目の結果が出ますので、その辺の対応を、出た結果とあわせて、その埋め戻しに使われた物質のことについての対応もあわせて検討をして、議員の皆さんにも御相談する中で対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） もう一度確認しておきますが、今部長からの答弁で、大体私の意はわかってもらえたと思ひますけれども、資料がないというんなら、その当時、担当した職員の皆さん、すべての記憶を全部呼び戻していただいて、改めてその当時の状況を、全部記録をつくり直すということも含めて、厳正に対応していただく、このことを求めて、私の質問を終わりたいと思ひます。

散会の宣告

議長（宇野昌康君） 一般質問の途中ですが、以上で本日の日程を終了いたします。

引き続き 9月25日火曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時47分）

